

川西市高齢者保健福祉計画

第4期介護保険事業計画



川 西 市

第3部 高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画

目 次

第1章 高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画 策定に係る基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の基本理念	2
4. 計画の基本目標	2
5. 計画の期間	2
第2章 高齢者等の現状	3
1. 川西市の高齢者等の現状	3
2. 介護サービス等利用意向調査の結果	8
第3章 現行高齢者保健福祉計画の整備状況	16
1. 施設整備状況（平成21年3月現在）	16
2. 介護保険事業計画の達成状況	18
第4章 計画期間における高齢者人口等	20
1. 推計人口	20
2. 介護保険被保険者の推計数	20
3. 要介護者等の推計数	21
4. 平成26年度における介護保険施設等の目標値	22
5. 日常生活圏域の設定	23
第5章 施策の体系	25
第6章 施策の展開	27
第1節 生涯にわたる健康づくりをめざして	27
1. 老人保健（予防）サービス	27
第2節 安心できる介護支援づくりをめざして	32

1. 介護保険による居宅サービス等	35
2. 地域支援事業	52
3. 介護保険対象外の在宅サービス事業	62
4. 介護保険対象外の施設サービス事業	66
5. 介護保険サービス利用者に係る低所得者への支援	67
6. 介護支援体制の充実	68
7. 介護保険の運営体制の整備	70
第3節 生き生きとゆとりある生活をめざして	72
1. 交流活動拠点の充実	73
2. 生涯学習の推進・生涯スポーツの振興	75
3. 就労の場の提供	77
4. 交流活動の充実	78
5. 住生活の充実	81
 第7章 サービスの見込み量と保険料の推計	83
1. 介護サービス等見込み量	83
2. 介護保険給付等事業費及び保険料の推計	85
3. サービス計画総括	88
 資料	91
1. 川西市社会福祉審議会高齢者専門部会委員名簿	91
2. 川西市介護保険運営協議会委員名簿	91
3. 計画の策定経過	92

第1章 高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画 策定に係る基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

わが国は世界に類を見ない早さで高齢化時代を迎えようとしています。

介護を必要とする人が増える一方、介護する人も家族だけでは介護できない、また、特定の方に介護の負担が集中するという状況のなかで、介護を家族から社会全体で支える仕組みとして、介護保険制度が平成12年度（2000年度）から開始されました。

本市も実施主体として、介護保険給付の円滑な実施を図るため、「川西市介護保険事業計画」と「川西市高齢者保健福祉計画」を策定するとともに、国の改正に合わせ平成15年、平成18年には本計画を一体的に改定し、地域保健・福祉サービスの推進や介護保険制度の円滑な実施・運営に努めてきました。

国においては、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化を基本視点として制度全般の見直しが行われ、予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、新たなサービス体系の確立などを内容とする介護保険法の改正が行われ、さらに、平成18年には、医療制度改革の一環として、入院患者の状態に応じた施設の機能分担を推進する観点から、療養病床から介護保険施設などに転換が図られるなど、制度改革が実施され、介護療養病床については、平成23年度末で廃止されます。

今回、國から介護保険の事業にかかる保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針が提示され、第4期介護保険事業計画では基本指針に即して、基本的事項を定めるとともに、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるように策定していきます。

2. 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人保健法第46条の18及び老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定していましたが、平成20年4月1日付の老人保健法の全面改正に伴い、新たに施行された高齢者の医療の確保に関する法律及び老人福祉法の規定に基づき見直しを行い、高齢者の健康づくり・疾病予防・生きがいづくり・ひとり暮らし高齢者の生活支援等、介護保険の給付対象とならない事業を含む、保健・福祉施策全般にわたる計画です。

一方、介護保険事業計画は介護保険法第117条の規定に基づくもので、介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施を推進するため、現状の利用状況やサービスの提供体制などを分析・評価し、介護給付等対象サービスの種類ごとの必要量等を定めます。

高齢者に対するサービスの連続性・総合性を保つため、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」は、一体的に策定するとともに、川西市地域福祉計画（総合保健福祉計画）を構成する分野別計画のひとつとして、他計画との整合性にも留意して策定しています。

3. 計画の基本理念

本計画は、高齢者をはじめ、すべての市民が住み慣れた地域で健康を保持し、安心して生涯を過ごせるよう、

「健やかで生き生きとした長寿社会の確立をめざして」

を基本理念とします。

4. 計画の基本目標

本計画の基本目標として、次の3点を設定し、これを柱として施策の展開を図っていきます。

(1) 生涯にわたる健康づくりをめざして

高齢者の健康管理・健康増進施策を進め、高齢期における健康増進、疾病予防、介護予防の各事業を積極的に推進し、生涯にわたる健康づくりをめざします。

また、増加する認知症高齢者の支援や地域ぐるみの介護予防施策が推進できるよう地域支援事業の充実を目指します。

(2) 安心できる介護支援づくりをめざして

介護保険法の施行に伴い「利用者本位」「在宅重視」「自己決定」「尊厳の保持」などを尊重し、高齢者が住み慣れた地域で自立的に暮らしていくように、介護、見守りなどのサービスが適切に提供できるよう、基盤整備づくりをはじめとした介護支援づくりを図ります。

また、要介護者を抱える家族の介護負担を軽減するため、家族介護者への支援を図る環境づくりを推進します。

(3) 生き生きとゆとりある生活をめざして

高齢期に一人ひとりが自分の個性と能力を最大限に發揮して、社会における役割を積極的に担い、活躍の場や機会がさらに広がるよう、生きがい活動の支援、社会参加・就業支援など、生きがいづくりや社会参加施策を推進し、生き生きとゆとりある高齢社会をめざします。

5. 計画の期間

計画期間は3年を1期とし、平成21年度（2009年度）から23年度（2011年度）までとします。

第2章 高齢者等の現状

1 川西市の高齢者等の現状

(1) 高齢者人口等の推移

本市の高齢者等人口の推移をみると、40歳以上、65歳以上、75歳以上のいずれの人口比率も大きく増加しており、人口構造の高齢化が急速に進行しています。

特に65歳以上の人口の比率（高齢化率）の推移をみると、平成2年（1990年）に10.0%であったものが、10年後の平成12年（2000年）には16.3%、そして平成20年（2008年）には23.4%と急増しており、本市の高齢化は急速に進行し、高齢化の速度は歴史を上回っています。

図表1 川西市の高齢者等人口の推移

区分	年	平成2年	7年	12年	17年	20年
総人口	（人）	141,253	144,539	153,762	161,050	160,931
40歳以上人口	（人）	68,228	75,499	81,208	87,894	90,867
	比率(%)	48.3	52.2	52.8	54.6	56.5
65歳以上人口	（人）	14,080	18,979	25,087	32,651	37,706
	比率(%)	10.0	13.1	16.3	20.3	23.4
75歳以上人口	（人）	5,541	7,073	9,043	12,437	14,948
	比率(%)	3.9	4.9	5.9	7.7	9.3

資料：平成12年まで四勢調査。平成17年、平成20年は住基及び外登人口（9月末現在）。

また、地区別の高齢化率をみると、平成12年（2000年）では20%を超えているのは、緑台小校区、牧の台小校区と陽明小校区の3地区でしたが、14年4月には4地区になり17年4月には9地区、20年4月には10地区になっています。なお、緑台小学校区、陽明小学校区、牧の台小学校区は30%台となっています。

図表2 地区別高齢者人口（平成20年4月1日現在）

地区名	高齢者人口	高齢化率(%)	地区名	高齢者人口	高齢化率(%)
久代小校区	1,852	20.5%	緑台小校区	2,379	31.8%
加茂小校区	2,702	23.8%	陽明小校区	2,865	35.9%
川西小校区	3,415	25.2%	清和台小校区	1,586	25.0%
桜が丘小校区	2,094	23.3%	清和台南小校区	1,558	19.8%
川西北小校区	2,334	23.5%	けやき坂小校区	771	14.1%
明峰小校区	3,796	24.4%	東谷小校区	2,541	17.4%
多田小校区	1,829	17.5%	牧の台小校区	3,914	34.1%
多田東小校区	2,199	16.6%	北隣小校区	1,151	15.6%

資料：住基及び外登人口

(2) 阪神圏域における川西市の位置づけ

川西市における高齢化の特性を、平成17年（2005年）の国勢調査により阪神圏域で比較してみると、次のとおりとなっています。

高齢化率では、川西市は全圏域や兵庫県の平均を上回っており、阪神圏域においても一層高い水準となっています。

図表3 阪神圏域各市町の高齢者人口及び高齢者人口比率

地域	年	高齢者人口(人)				高齢者人口比率(%)			
		平成2年	7年	12年	17年	平成2年	7年	12年	17年
兵 庫 県		642,401	783,752	939,950	1,108,564	11.9	14.1	16.9	19.8
阪 神 圏 域		166,527	199,524	255,305	315,013	10.2	12.4	15.1	18.2
尼 尾 嵐 市		52,611	62,438	75,828	91,322	10.5	12.8	16.3	19.7
西 宮 市		48,774	48,417	63,782	78,006	10.3	12.4	14.6	16.8
芦 屋 市		10,576	11,292	15,427	18,422	12.1	15.0	18.4	20.3
伊 丹 市		15,763	19,587	25,228	31,709	8.5	10.4	13.1	16.5
宝 塚 市		20,405	25,353	32,553	41,121	10.1	12.5	15.3	18.7
川 西 市		14,080	18,979	25,087	33,134	10.0	13.1	16.3	21.0
三 田 市		6,811	9,979	13,084	16,104	10.5	10.4	11.7	14.2
猪 名 川 町		2,507	3,479	4,331	5,195	11.6	12.8	14.9	17.3

資料:国勢調査

(3) 高齢者等のいる世帯の状況

総世帯数は、核家族化の進展とともに昭和50年（1975年）以降一貫して増加しています。また高齢化の進展に伴い、高齢者のいる世帯が大きく増加しています。特に介護の面で支援や保護を必要とする高齢者単身者世帯、高齢者夫婦世帯の増加が著しくなっています。

ちなみに、平成17年（2005年）の高齢者のいる世帯は、総世帯（58,492世帯）の37.8%を占めていますが、高齢者単身者世帯と高齢者夫婦世帯だけでも12,601世帯（21.6%）を占めており、構成割合が大きくなっています。

図表4 高齢者等のいる世帯数の推移 (世帯、%)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総世帯	43,906	48,461	54,701	58,492
高齢者のいる世帯	10,383	13,570	17,359	22,100
比率	23.7	28.0	31.7	37.8
高齢者単身者世帯	1,428	2,074	3,167	4,053
比率	3.3	4.3	5.8	8.0
高齢者夫婦世帯	2,801	4,375	6,316	7,948
比率	5.4	9.0	11.5	13.6

資料:国勢調査

(4) 介護保険被保険者対象者の状況

介護保険の被保険者対象者となる65歳以上の第1号被保険者と、その課税対象による内訳及び40歳から64歳までの第2号被保険者対象者は次のとおりとなっています。

図表5 介護保険被保険者対象者の状況(平成20年3月末)

種別	人数(人)	比率(%)
第1号	生活保護受給者住民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者	519 1.40
	住民税世帯非課税	8,403 22.71
	住民税本人非課税	11,440 30.92
	住民税本人課税(1)	7,571 20.46
	住民税本人課税(2)	6,383 17.25
	住民税本人課税(3)	2,686 7.26
	小計	37,002 100.00
第2号	53,150	—
合計	90,152	—

(注)第2号被保険者対象者は、平成20年3月末の住民基本台帳人口

資料:市長寿・介護保険課

(5) 要介護者等の状況

平成19年度末の介護保険事業実績では、要支援・要介護認定者数は全体で5,561人となっており、高齢者人口に占める認定者の割合は15.0%となっています。

うち居宅サービス利用者数は3,217人で、第1号被保険者数に占める割合は8.7%となっています。また、施設サービス利用者数は933人で、第1号被保険者数に占める割合は2.5%となっています。

図表6 第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数

項目	平成17年3月末	平成20年3月末
総人口	160,879	160,823
1号被保険者	31,986	37,002
総人口に占める割合 (%)	19.9	23.0
要支援・要介護認定者数	4,985	5,561
1号被保険者に占める割合 (%)	15.6	15.0
うち居宅サービス利用者数	2,788	3,217
1号被保険者に占める割合 (%)	8.7	8.7
うち施設サービス利用者数	797	933
1号被保険者に占める割合 (%)	2.5	2.5

資料:市長寺・介護保険課

要支援・要介護認定者の介護度別の内訳は、要支援1が717人(12.9%)、要支援2が570人(10.3%)、要介護1が1,328人(23.9%)、要介護2が937人(16.8%)、要介護3が742人(13.3%)、要介護4が753人(13.6%)、要介護5が514人(9.2%)で、全国的な構成比(平成20年3月末)と比べると、要介護1の割合が若干高いが、その他については、特に大きな差異はありません。

図表7 要支援・要介護認定者数の要介護度別内訳(平成20年3月末)

項目	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
要支援・要介護認定者数(人)	717	570	1,328	937	742	753	514	5,561
構成割合 (%)	12.9	10.3	23.9	16.8	13.3	13.6	9.2	
うち居宅サービス利用者数(人)	315	298	961	695	472	327	149	3,217
構成割合 (%)	9.8	9.2	29.9	21.6	14.7	10.2	4.6	
うち施設サービス利用者数(人)	0	0	53	115	188	317	260	933
構成割合 (%)	0.0	0.0	5.7	12.3	20.2	33.9	27.9	
うちサービス利用者数の合計(人)	315	298	1,014	810	660	644	409	4,150
構成割合 (%)	7.6	7.2	24.4	19.5	15.9	15.5	9.9	
全国の認定者構成割合 (%)	12.0	13.7	16.9	17.7	15.6	12.8	11.3	

資料:市長寺・介護保険課

(6) 高齢者等の受診状況

図表8 受診率と主な疾患(入院)

受診率 (%)	1位			2位			3位			(件、%)
	疾病名	件 数	構成割合	疾病名	件 数	構成割合	疾病名	件 数	構成割合	
65～69歳	2.59	悪性新生物	65	24.1	脳血管疾患	15	6.6	その他の消化器系の疾患	13	5.7
70～74歳	3.27	悪性新生物	56	21.7	脳血管疾患	26	10.1	その他の消化器系の疾患	14	5.4
75～79歳	8.15	悪性新生物	61	17.2	脳血管疾患	35	9.9	白内障	18	4.5
80～84歳	8.44	悪性新生物	38	13.3	脳血管疾患	37	12.9	骨折	23	8.0
85歳～	13.77	脳血管疾患	48	13.1	骨折	41	11.2	肺炎	31	8.4

資料：兵庫県国民健康保険団体連合会(川西市国民健康保険被保険者、平成19年5月分)。

図表9 受診率と主な疾患(入院外)

受診率 (%)	1位			2位			3位			(件、%)
	疾患名	件 数	構成割合	疾患名	件 数	構成割合	疾患名	件 数	構成割合	
65～69歳	121.65	高血圧性疾患	1,614	15.1	筋肉炎及び骨周疾患	1,523	14.2	その他の内分沁、栄養及び代謝疾患	584	5.4
70～74歳	149.16	高血圧性疾患	1,840	15.7	筋肉炎及び骨周疾患	1,356	11.5	その他の内分沁、栄養及び代謝疾患	624	5.3
75～79歳	171.13	高血圧性疾患	1,490	15.1	筋肉炎及び骨周疾患	868	8.8	糖尿病	488	5.0
80～84歳	167.96	高血圧性疾患	941	16.5	筋肉炎及び骨周疾患	394	6.9	糖尿病	270	4.7
85歳～	133.88	高血圧性疾患	754	21.1	筋肉炎及び骨周疾患	175	4.9	糖尿病	143	4.0

受診率の単位は100人あたりの受診件数を表しています。

資料：兵庫県国民健康保険団体連合会

2. 介護サービス等利用意向調査の結果

介護サービス等利用意向調査の結果は次のとおりとなっています。

(1) 65歳以上高齢者対象調査

① 高齢者の健康状態

「普通に生活している」が420人、60.9%、「外出もひとりでできる」が234人、33.9%と健康という人が多くなっていますが、「外出はひとりではできない」が24人、3.5%、「誰かの手助けが必要」が9人、1.3%と何らかの介助が必要と思われる人も4.8%みられます。

図表10 高齢者の健康状態

	回答者数	(人)
健康で普通に生活している	420	60.9%
日常生活はほぼ自分でできるし、外出もひとりでできる	234	33.9%
家のなかでの生活は概ね自分でできるが、外出は介助なしではできない	24	3.5%
家のなかでの生活は誰かの手助けを必要とし、外出もひとりでできない	9	1.3%
不明・無回答	3	0.4%

資料:市長寿・介護保険課

② 特に健康のために気をつけていること(複数回答N=690)

「身体を動かすことを心がけている」が537人、77.8%、「食事(栄養)に気をつけている」が498人、72.2%、「規則正しい生活を心がけている」が388人、56.2%などとなり、運動や食事などに配慮している状況がうかがわれます。

図表11 特に健康のために気をつけていること

	回答者数	(人)
身体を動かすことを心がけている	537	77.8%
食事(栄養)に気をつけている	498	72.2%
規則正しい生活を心がけている	388	56.2%
かかりつけの医師がいる	366	53.0%
転んだり、つまずかないように気をつけている	331	48.0%
健診やがん検診を定期的に受けている	298	43.2%
適度に休養をとっている	291	42.2%
外出することで他人とふれあう機会を持つように心がけている	272	39.4%
その他	21	3.0%
特になし	16	2.3%
不明	6	0.9%

資料:市長寿・介護保険課

③ どのような時に生きがいを感じるか(複数回答N=690)

「趣味などの活動をしているとき」が353人、51.2%と最も多く、次いで「家事や運動などで体を動かしているとき」が279人、40.4%「子どもや孫、友人や知人と話しかけているとき」が273人、39.6%となっています。

図表12 生きがいを感じること

	(人)	回答者数	割合
趣味などの活動をしているとき	353	51.2%	
家事や運動などで体を動かしているとき	279	40.4%	
子どもや孫、友人や知人と話しかけているとき	273	39.6%	
旅行をしているとき	230	33.3%	
買い物をしているとき	160	23.2%	
学習や教養を高めるための活動をしているとき	134	19.4%	
特になし	86	12.5%	
その他	26	3.8%	
不明	11	1.6%	

資料:市長辨・介護保険課

④ 日常生活を営むうえでの支障や不安なこと(複数回答N=690)

「健康に関するこ」が290人、42.0%で、次いで「特になし」が180人、26.1%となっています。

図表13 日常生活での支障や不安なこと

	(人)	回答者数	割合
健康に関するこ	290	42.0%	
特になし	180	26.1%	
経済的なこ	178	25.8%	
住宅が高齢者向けになつてない	138	20.0%	
介護が必要になったときに見てくれる人がいない	100	14.5%	
他人とふれあう機会が少なくなってきた	95	13.8%	
外出が困難になってきた	77	11.2%	
家族や親戚が近くにいない	67	9.7%	
食事をつくることが困難になってきた	57	8.3%	
不明	50	7.2%	
その他	13	1.9%	

資料:市長辨・介護保険課

⑤ 介護が必要となった場合、どのように暮らしていきたいか(複数回答N=690)

「今後とも自宅など在宅で暮らしたい」が372人、53.9%と最も多く、次いで「介護保険施設（特別養護老人ホーム等）に入所したい」が121人、17.5%で、「ケアハウスや有料老人ホームなどの入居したい」の35人、5.1%よりも多くなっています。

図表14 どのような暮らしをしていきたいか

	(人)	回答者数	割合
今後とも自宅など在宅で暮らしたい	372	53.9%	
介護保険施設(特別養護老人ホーム等)に入所したい	121	17.5%	
わからない	95	13.8%	
一般の病院に入院したい	48	7.0%	
ケアハウスや有料老人ホームなどに入居したい	35	5.1%	
不明	12	1.7%	
その他	7	1.0%	

資料:市長寿・介護保険課

⑥ 介護予防の事業が実施される場合、どれを利用したいか。(複数回答N=690)

「筋力向上トレーニング」が256人、37.1%で、次いで「認知症予防教室」が201人、29.1%、「転倒骨折予防教室」が197人、28.6%でそれぞれ3割前後の人が利用を希望している。また「利用したくない」という人は少ないことから、多くの人が望んでいることがわかる。

図表15 どれを利用したいか

	(人)	回答者数	割合
筋力向上トレーニング事業	256	37.1%	
認知症予防教室	201	29.1%	
転倒骨折予防教室	197	28.6%	
不明	145	21.0%	
栄養改善の指導	120	17.4%	
利用したくない	103	14.9%	
口腔衛生に関する教室	46	6.7%	
足指・爪の病気、手入れ方法に関する教室	40	5.8%	

資料:市長寿・介護保険課

⑦高齢化社会に対応していくため、市は何をすべきか。(複数回答N=690)

今後重要なと答える施策としては、「往診や緊急時の対応などの医療体制の充実」が302人、43.8%と最も多く、医療体制に関するニーズが高いことがわかる。また、次に多いのが「特別養護老人ホーム・老人保健施設などの入所施設の充実」249人、36.1%で、施設から在宅へという福祉施策の流れの中で、施設に対するニーズが依然として高いことがわかる。

図表18 市は何をすべきか

	(人)	回答者数	割合
往診や緊急時の対応などの医療体制の充実	302	43.8%	
特別養護老人ホーム・老人保健施設などの入所施設の充実	249	36.1%	
高齢者を介護している家庭に対する経済的支援	177	25.7%	
隣近所や地域の助け合い・支え合い活動の推進	165	23.9%	
介護保険以外の在宅での生活を支援する保健福祉サービスの充実	165	23.9%	
健康教室や健康診査など、健康づくりの充実	148	21.4%	
生きがいを持てるような活動機会の拡大	122	17.7%	
高齢者の働く場の確保	114	16.5%	
高齢者などが外出しやすいように、安全で快適な道路や公園などの整備	95	13.8%	
高齢者向けの住宅改造や、住宅づくり援助の充実	92	13.3%	
高齢者の知恵や経験を子どもたちに伝える機会や場づくり	87	12.6%	
虚弱なひとり暮らし高齢者などの災害のときの避難誘導体制の整備	79	11.4%	
生活習慣病の予防に関する相談・指導	67	9.7%	
地域でのリハビリテーション事業の推進	60	8.7%	
ボランティア活動の育成・充実	58	8.4%	
不明	50	7.2%	
その他	19	2.8%	

資料：市長寿・介護保険課

(2) 要支援1、2・要介護1、2認定者対象調査

① 要介護度が重くならないように気をつけていていること(複数回答N=651)

「転倒をしないように気をつけてている」が536人、82.3%、「食事は、栄養や偏食に気をつけている」が405人、62.2%、「体操や散歩などで体を動かしている」が278人、42.7%などとなり、運動や食事などに配慮している状況がうかがわれます。

図表17 要介護度が重くならないように気をつけていていること

(人)

行動内容	回答者数	割合
転倒をしないように気をつけてている	536	82.3%
食事は、栄養や偏食に気をつけている	405	62.2%
体操や散歩などで、運動不足にならないように体を動かしている	278	42.7%
掃除や洗濯、調理など身の回りのことは自分でする	239	36.7%
趣味や隣近所での活動など、まわりの人とよくつきあっている	106	16.3%
お酒やタバコを控えるようにしている	92	14.1%
その他	30	4.6%
特になし	18	2.8%
不明	12	1.8%

資料:市長等・介護保険課

② 介護サービスの利用による生活に変化(複数回答N=574)

介護サービスの利用により生活にどのような変化があったか尋ねたところ「精神的に楽になった」が200人、34.8%、「自分で身の回りのことをしようとする意欲が出てきた」が114人、19.9%となってています。

図表18 介護サービスの利用による生活の変化

(人)

変化内容	回答者数	割合
精神的に楽になった	200	34.8%
自分で身の回りのことをしようとする意欲が出てきた	114	19.9%
特に変化はない	99	17.2%
外出することが増えた	38	6.6%
体調がよくなつた	28	4.9%
家族に対する気兼ねが減つた	27	4.7%
不明	25	4.4%
その他	19	3.3%
自分でしてきたことも頼むようになった	18	3.1%
外出することが減つた	6	1.0%

資料:市長等・介護保険課

③ 今後利用したい介護サービス(複数回答N=651)

今後利用したい介護サービスでは、「訪問介護(ホームヘルプ)」が218人、33.5%と最も多く、次いで「通所介護(デイサービス)、通所リハビリ(デイケア)」が174人、26.7%、「福祉用具の貸与(レンタル)」が167人、25.7%となっています。

図表19 今後利用したい介護サービス

	回答者数	(人)	割合
訪問介護(ホームヘルプ)	218	33.5%	
通所介護(デイサービス)、通所リハビリ(デイケア)	174	26.7%	
福祉用具の貸与(レンタル)	167	25.7%	
不明	165	25.3%	
福祉用具の購入費の支給	101	15.5%	
短期入所	93	14.3%	
住宅改修費の支給	83	12.7%	
訪問看護	63	9.7%	
訪問入浴介護	52	8.0%	
訪問リハビリ	38	5.8%	
利用したくない	24	3.7%	
居宅療養管理指導	18	2.8%	
特定施設入所者生活介護	15	2.3%	
痴呆性高齢者グループホーム	12	1.8%	
小規模多機能型居宅介護	11	1.7%	

資料:市長率・介護保険課

④ 在宅での生活を続けるための支援(複数回答N=651)

「24時間体制の安心できるサービスがあること」が271人、41.6%と最も多く、次いで「気軽に相談できる窓口が身近にあること」の224人、34.4%となっています。

図表20 在宅での生活を続けるための支援

	回答者数	(人)	割合
24時間体制の安心できるサービスがあること	271	41.6%	
気軽に相談できる窓口が身近にあること	224	34.4%	
必要な時、施設に宿泊できること	219	33.6%	
災害時、地域の対応がしっかりしていること	198	30.4%	
近隣の人があわいに声かけや見守りを行うこと	157	24.1%	
日中の活動や交流ができる場が身近にあること	102	15.7%	
特にない(分からない)	89	13.7%	
不明	89	13.7%	
契約や財産管理の手続きを援助してもらえること	30	4.6%	
その他	8	1.2%	

資料:市長率・介護保険課

⑤介護予防事業が実施される場合、どれを利用したいか。(複数回答N=651)

介護予防事業の利用意向では、「転倒骨折予防教室」が245人、37.6%で最も多く、次が「筋力向上トレーニング事業」「認知症予防教室」であり、一般高齢者と比べると転倒骨折予防に対するニーズがやや高い。

図表21 どれを利用したいか。

	(人)	回答者数	割合
転倒骨折予防教室	245	37.6%	
筋力向上トレーニング事業	165	25.3%	
認知症予防教室	162	24.9%	
不明	134	20.6%	
利用してない	118	18.1%	
栄養改善の指導	71	10.9%	
足指・爪の病気、手入れ方法に関する教室	69	10.6%	
口腔衛生に関する教室	50	7.7%	

資料:市長寿・介護保険課

⑥介護が必要となった場合、どのようにして暮らしたいか。(複数回答N=651)

介護が必要となった場合の生活場所としては、「今後とも自宅などで在宅で暮らしたい」という人が半数以上で最も多い。また、「介護保険施設(特別養護老人ホーム等)に入所したい」という人は99人、15.2%であり、「ケアハウスや有料老人ホームなどに入居したい」37人、5.7%という人よりも多い。

図表22 どのように暮らしたいか。

	(人)	回答者数	割合
今後とも自宅などで在宅で暮らしたい。	353	54.2%	
介護保険施設(特別養護老人ホーム)に入所したい。	99	15.2%	
わからない	88	13.5%	
不明	39	6.0%	
ケアハウスや有料老人ホームなどに入所したい	37	5.7%	
一般病院に入院したい	30	4.6%	
その他	5	0.8%	

資料:市長寿・介護保険課

⑦介護保険制度に關し、市の取り組むべき課題。(複数回答N=651)

介護保険制度について、今後取り組むべき課題としては、「心身の状態にあった介護サービスの提供」が293人、45.0%「ケアマネージャーや介護に関わる人の育成・研修」291人、44.7%をあげる人が多く、要介護者の状態に応じたきめ細やかなサービスや介護の人材育成に対するニーズが高いことがわかる。

図表23 市の取り組むべき課題。

	(人)	回答者数	割合
心身の状態にあった介護サービスの提供		293	45.0%
ケアマネージャーや介護に関わる人の育成・研修		291	44.7%
低所得者向けの支援施策の推進		239	36.7%
介護保険のサービス事業者の質向上		235	36.1%
介護保険のサービス事業者の不正・不当行為の排除		214	32.9%
情報提供の充実		199	30.6%
介護保険サービスについての相談窓口の充実		197	30.3%
不明		128	19.7%
その他		20	3.1%

資料:市長券・介護保険課

第3章 現行高齢者保健福祉計画の整備状況

1 施設整備状況(平成21年3月現在)

図表24 福祉関係施設

	施 設 名	整備済数	運 営 主 体
★ 特別養護老人ホーム (人分)	さ ぎ そ う 舎	80	(社)正心会
	清和苑ゆうホーム	108	(社)友朋会
	ハビネス川西	115	(社)正心会
	湯 々 館	98	(社)盛幸会
	やわらぎの里 清和台	110	(社)正和会
	やわらぎの里 東谷	100	(社)正和会
	ななくさ白寿荘	18	(社)阪神福祉事業団
計		629	
地域包括支援センター (カ所)	川 西	1	川西市
	東 谷	1	(社)正心会
	清 和 台	1	(社)友朋会
	川 西 南	1	(社)正心会
	計	4	
在宅介護支援センター (カ所)	ウエルハウス川西	1	(医)協和会
	湯 々 館	1	(社)盛幸会
	協立温泉病院	1	(医)協和会
	計	3	
ケアハウス (人分)	清和苑ゆうハウス	30	(社)友朋会
	ハビネス川西 ケ ア ハ ウ ス	50	(社)正心会
	湯々館ケアハウス	22	(社)盛幸会
	計	102	
養護老人ホーム (人分)	福 寿 荘	50	(社)川西市社会福祉事業団
	計	50	
★ 老人保健施設 (人分)	ウェルハウス川西	150	(医)協和会
	ウェルハウス清和台	100	(医)協和会
	計	250	

★ 老人訪問看護 ステーション (力所)	スマス訪問看護 ステーション	1	(医)協和会
	協立訪問看護 ステーション	1	(医)協和会
	清和苑訪問看護 ステーション	1	(社)友朋会
	ハピネス川西	1	(社)正心会
	ペリタス訪問看護 ステーション	1	(医)晋真会
	訪問看護ステーション はるか	1	(医)晴風園
	正義病院	1	
	どい整形外科	1	
	計	8	

(注) ★印は介護保険事業対象施設

資料:市長府・介護保険課

図表25 居住系事業所(1)

	事 業 所 名	定 員	概 要
特定施設(有料老人 ホーム等) (入分)	アミーユ川西鶴の荘	55	
	悠友俱乐部うぐいすの森	15	
	有料老人ホーム 小花	54	
	滿壽 莊	60	
	計	174	

資料:市長府・介護保険課

図表26 居住系事業所(2)

	事 業 所 名	定 員	概 要
グループホーム (入分)	川西ケアセンターそよ風	27	
	グループホーム高寿	27	
	清 和 苑	18	
	ハートケア川西	27	
	計	89	

資料:市長府・介護保険課

2. 介護保険事業計画の達成状況

図表27 介護保険事業計画と実績の比較(平成19年度)

〔居宅サービス〕

	平成19年度 実績値(A)	平成19年度 計画値(B)	対計画比 $A \div B \times 100$
訪問介護	230,255 回/年	219,909 回/年	104.7 %
訪問入浴介護	3,298 回/年	4,276 回/年	77.1 %
訪問看護	19,115 回/年	21,248 回/年	90.0 %
訪問リハビリテーション	5,420 回/年	6,498 回/年	83.4 %
通所介護	105,418 回/年	80,924 回/年	130.3 %
認知症対応型通所介護	6,766 回/年	8,126 回/年	83.3 %
通所リハビリテーション	20,940 回/年	30,519 回/年	68.6 %
通所サービス計	133,124 回/年	119,569 回/年	111.3 %
短期入所生活介護	28,280 日/年		
短期入所療養介護	5,970 日/年		
短期入所サービス計	34,250 日/年	39,422 日/年	86.9 %
居宅療養管理指導	706 人/月	199 人/月	354.8 %
認知症対応型共同生活介護	78 人/月	82 人/月	95.1 %
特定施設入所者生活介護	100 人/月	58 人/月	172.4 %
福祉用具貸与	13,436 人/年	13,273 人/年	101.2 %
福祉用具購入費	484 人/年	428 人/年	113.1 %
住宅改修費	374 人/年	388 人/年	96.4 %
居宅介護支援	2,320 人/月	2,069 人/月	112.1 %

〔施設サービス〕

	平成19年度 実績値(A)	平成19年度 計画値(B)	対計画比 $A \div B \times 100$
介護老人福祉施設	576 人/月	540 人/月	106.7 %
介護老人保健施設	253 人/月	245 人/月	103.3 %
介護療養型医療施設	131 人/月	134 人/月	97.8 %

資料:市長率・介護保険課

図表28 介護保険事業計画と実績の比較(平成19年度)

〔居宅サービス〕(予防)

	平成19年度 実績値(A)	平成19年度 計画値(B)	対計画比 $A \div B \times 100$
訪問介護	27,836 回/年	83,178 回/年	33.5 %
訪問入浴介護	2 回/年	0 回/年	— %
訪問看護	571 回/年	1,268 回/年	45.1 %
訪問リハビリテーション	143 回/年	1,008 回/年	14.2 %
通所介護	2,627 回/年	5,712 回/年	46.0 %
認知症対応型通所介護	0 回/年	72 回/年	— %
通所リハビリテーション	260 回/年	1,548 回/年	16.8 %
通所サービス計	2,887 回/年	7,332 回/年	39.4 %
短期入所生活介護	346 日/年		
短期入所療養介護	21 日/年		
短期入所サービス計	367 日/年	3,726 日/年	9.8 %
居宅療養管理指導	40 人/月	24 人/月	166.7 %
認知症対応型共同生活介護	0 人/月	0 人/月	— %
特定施設入所者生活介護	13 人/月	4 人/月	325.0 %
福祉用具貸与	988 人/年	7,368 人/年	13.4 %
福祉用具購入費	122 人/年	314 人/年	38.9 %
住宅改修費	175 人/年	470 人/年	37.2 %
居宅介護予防支援	697 人/月	1,456 人/月	41.0 %

資料:市長率・介護保険課

第4章 計画期間における高齢者人口等

1. 推計人口

今回の介護保険事業計画では、平成27年（2015年）の高齢者介護の姿を念頭に置き、その姿を描くことにより、平成26年度（第5期介護保険事業計画の最終年度）の目標を立てたうえで、そこにある中間段階の位置づけという性格を有するものとして計画を作成することになります。そのため、人口等について、計画期間内の推計とともに、平成26年度までの推計が必要となります。

計画期間における推計人口は、次のとおりとなっています。これによると、平成21年から23年の間ににおける総人口の伸びは362人（0.2%）ほどですが、65歳以上人口については、3,128人（7.9%）の伸びとなります。23年時点の高齢化率は約26.9%になる見込みです。

図表29 計画期間の推計人口 (人)

区分	年	平成21年	22年	23年	26年
総人口		159,276	159,881	159,638	159,510
40歳以上人口		92,770	94,142	95,578	99,884
比率(%)		58.2	59.0	59.9	62.6
65歳以上人口		39,843	41,506	42,971	47,364
比率(%)		25.0	26.0	26.9	29.7
75歳以上人口		16,528	17,435	18,575	21,990
比率(%)		10.4	10.9	11.6	13.8

資料：長寿・介護保険課

2. 介護保険被保険者の推計数

「介護保険被保険対象者の状況」から算出される構成比率に各年度の推計人口を乗じて推計した結果は、次のとおりとなっています。

図表30 介護保険被保険者の所得割合

(人)

種 別	平成21年度～23年度 推計の平均値	構成比
第1段階 ・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者	584	1.4%
第2段階 住民税非課税世帯(A)※1	6,556	15.8%
第3段階 住民税非課税世帯	3,574	8.6%
第4段階 住民税課税世帯本人非課税(A)※1	8,475	20.5%
第5段階 住民税課税世帯本人非課税	4,055	9.8%
第6段階 住民税本人課税(合計所得125万円未満)	2,808	6.8%
第7段階 住民税本人課税(合計所得125万円以上200万円未満)	5,737	13.8%
第8段階 住民税本人課税(合計所得200万円以上400万円未満)	6,928	16.7%
第9段階 住民税本人課税(合計所得400万円以上)	2,723	6.6%
合 计	41,440	—

※1：(A)=(年金収入額+合計所得金額が180万円以下の者)

資料：長寿・介護保険課

3. 要介護認定者の推移

平成18年度より介護事業とともに実施している介護予防事業（地域支援事業と新予防給付）を実施しておりますが、その後の認定者の伸びを考慮し、要介護者等を推計すると、次のとおりになります。

図表31 要介護認定者数

(人)

年 種別	平成21年	22年	23年	26年
要支援1	830	873	926	1,087
要支援2	672	706	747	872
要介護1	1,583	1,661	1,766	2,078
要介護2	1,037	1,087	1,156	1,365
要介護3	815	853	907	1,068
要介護4	842	882	939	1,112
要介護5	603	630	670	788
合　　計	6,382	6,892	7,112	8,369

資料:市長券・介護保険課

図表32 居宅サービス対象者数(居住系サービスを除く) (人)

年 種別	平成21年	22年	23年
要支援1	820	860	907
要支援2	661	693	729
要介護1	1,472	1,522	1,621
要介護2	846	866	920
要介護3	537	534	655
要介護4	477	430	421
要介護5	316	226	174
合　　計	5,129	5,131	5,328

資料:市長券・介護保険課

図表33 施設サービス対象者数

(人)

年 種別	平成21年	22年	23年
利用者合計	964	1,064	1,148
高齢者人口比(%)	2.42%	2.54%	2.67%
介護老人福祉施設	573	663	757
要介護1	22	13	15
要介護2	58	54	63
要介護3	123	131	149
要介護4	217	261	297
要介護5	153	204	233
介護老人保健施設	250	250	250
要介護1	23	23	23
要介護2	61	61	61
要介護3	66	66	66
要介護4	66	66	66
要介護5	34	34	34

介護療養型医療施設	141	141	141
要介護1	1	1	1
要介護2	1	1	1
要介護3	13	13	13
要介護4	38	38	38
要介護5	88	88	88

資料：市長年報・介護保険課

24. 平成26年度における介護保険施設等の目標値

- ①要介護認定者数（要介護2～5）に対する施設・居住系サービス利用者の割合を平成26年度には、37%以下にする。
- ②入所施設利用者全体に対する要介護4、5の割合を26年度には70%以上にする。
- ①、②を介護保険3施設及び介護専用の居住系サービスの整備目標とします。

图表34 平成26年度における介護保険施設等の目標値

年 度 区 分	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
要介護2～5の認定 者数	2,707	2,946	2,711 (2,956)	3,297	3,451	3,672	3,892	4,112	4,333	あ
要介護2～5の認定 者に対する※介護 保険3施設＋GH、 介護専用特定施設 利用者の割合	35.7%	34.4%	40.0% (34.4%)	32.9%	34.5%	35.5%	33.2%	31.2%	29.8%	37% 以下
※介護保険3施設 入所者数＋GH、介 護専用型特定施設 の利用者数	968	1,014	1,084 (1,016)	1,084	1,192	1,304	1,293	1,283	1,283	① あ× 37% 以下
※介護保険3施設 利用者数	889	933	939 (931)	964	1,054	1,148	1,137	1,127	1,127	② い
※介護保険3施設 利用者に対する要 介護4以上の者の 割合	62.9%	62.1%	64.0% (62.8%)	61.8%	65.6%	65.9%	65.1%	70.1%	74.4%	70% 以上
※介護保険3施設 利用者のうち要介 護4及び5の利用者 数	559	579	601 (585)	598	691	758	740	790	839	③ い× 70% 以上
GH、介護専用の居 住系サービス利用 者数	77	81	145 (85)	120	138	156	166	166	156	④ う

※18年度、19年度は実数

20年度の()は4月の実数

5. 日常生活圏域の概要

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を定める必要があります。本市においては市内7カ所の中学校校区を日常生活圏域として、地域支援事業や地域密着型サービスを実施していきます。

図表35 日常生活圏域の概要

	人口	15,431
	高齢者数	5,224
	高齢化率	33.85%
川西	要介護認定者数・認定率	15.78%
	要支援・要介護1	331
	要介護2～5	384
	合計	715
	サービス事業所	7
	介護保険施設数	1
川西	人口	32,502
	高齢者数	7,817
	高齢化率	24.05%
	要介護認定者数・認定率	17.51%
	要支援・要介護1	879
	要介護2～5	600
	合計	1,369
	サービス事業所	23
	介護保険施設数	1
明峰	人口	15,582
	高齢者数	3,821
	高齢化率	24.52%
	要介護認定者数・認定率	13.37%
	要支援・要介護1	253
	要介護2～5	258
	合計	511
	サービス事業所	3
	介護保険施設数	1
多田	人口	23,803
	高齢者数	4,014
	高齢化率	16.88%
	要介護認定者数・認定率	15.92%
	要支援・要介護1	283
	要介護2～5	366
	合計	639
	サービス事業所	13
	介護保険施設数	0
緑台	人口	19,691
	高齢者数	3,940
	高齢化率	20.01%
	要介護認定者数・認定率	14.49%
	要支援・要介護1	271
	要介護2～5	300
	合計	571
	サービス事業所	4
	介護保険施設数	3
東谷	人口	33,449
	高齢者数	7,640
	高齢化率	22.84%
	要介護認定者数・認定率	14.49%
	要支援・要介護1	518
	要介護2～5	589
	合計	1,107
	サービス事業所	12
	介護保険施設数	2
合計	人口	160,823
	高齢者数	36,987
	高齢化率	23.00%
	要介護認定者数・認定率	15.12%
	要支援・要介護1	2,871
	要介護2～5	2,920
	合計	5,591
	サービス事業所	67
	介護保険施設数	8

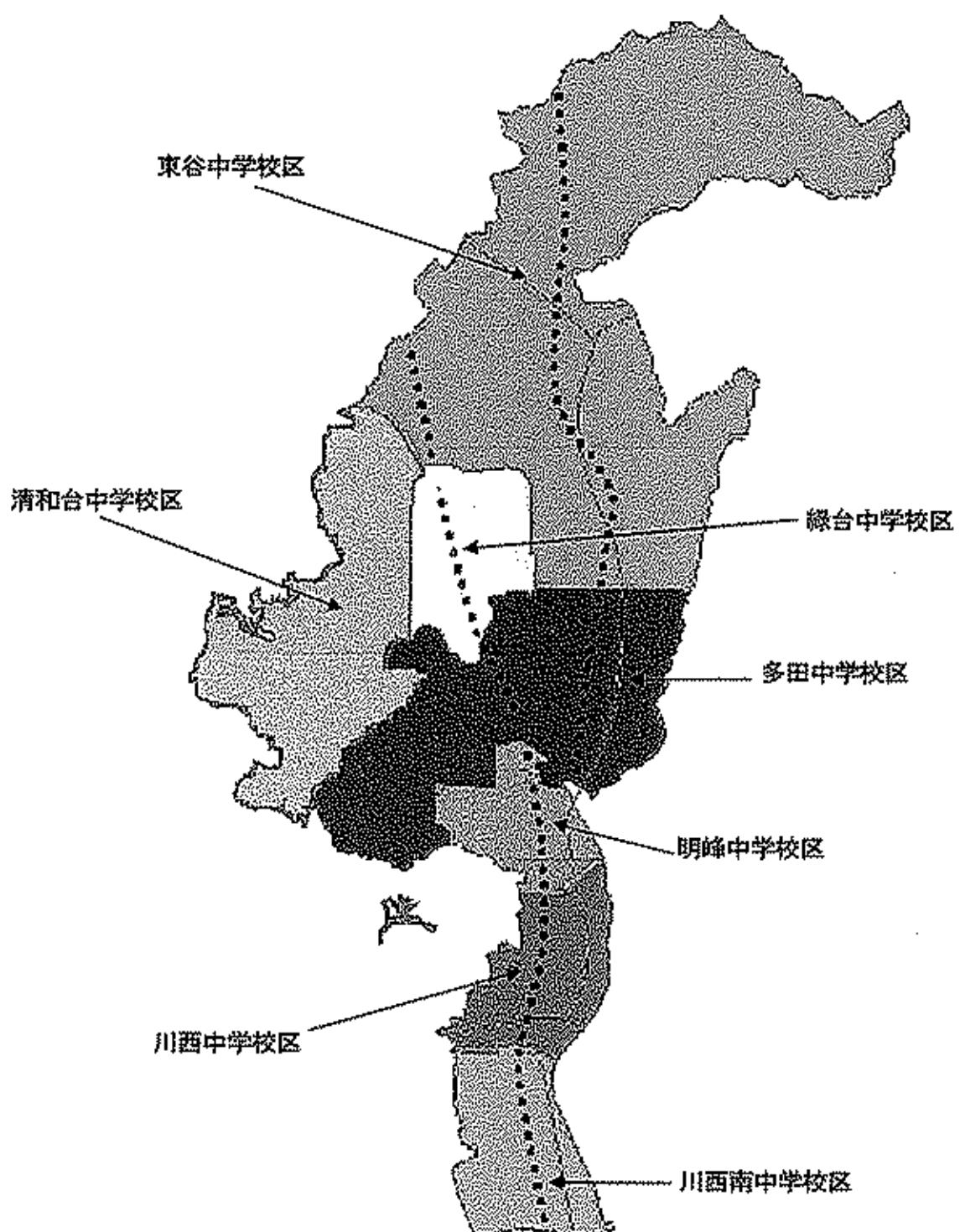
*人口、高齢者数、高齢化率はH20年4月現在

*要介護認定者数は、H20年10月現在

*サービス事業所、介護保険施設は、H20年10月現在

資料：市役所・介護保険課

図表36 日常生活領域の地図



第5章 施策の体系

図表37

大項目	小項目	事業
1 生涯にわたる健康づくりをめざして	老人保健(予防)サービス	特定検診 特定保健指導 生活機能評価 健康手帳の交付 要介護高齢者等歯科事業
	介護保険による居宅サービス等	<居宅サービス> <地域密着型サービス> 居宅介護支援 <施設サービス> <予防サービス> <地域密着型介護予防サービス> 介護予防支援
	地域支援事業	<介護予防事業> <包括的支援事業> <任意事業>
2 安心できる介護支援づくりをめざして	介護保険対象外の在宅サービス事業	緊急通報システム事業 痰臭洗濯・乾燥サービス事業 日常生活用具給付等事業 訪問理容サービス事業 高齢者外出支援サービス事業 住宅改造賃貸成事業 高齢者住宅整備資金の貸付事業 その他の福祉サービス
	介護保険対象外の施設サービス事業	施設老人ホーム ケアハウス
	介護保険サービス利用者に係る低所得者への支援	訪問介護利用者負担減措置事業 特別施設老人ホームの低所得者に係る利用者負担軽減措置 社会福祉法人による利用者負担の減額措置
	介護支援体制の充実	地域包括支援センター 在宅介護支援センター 権利擁護制度への取り組み
	介護保険の運営体制の整備	相談体制の充実 認定審査会の運営

		認定調査員の指導・育成
		老人福祉センター
		老人憩いの家
		地域交流スペース
		学習環境の整備
		学習機会の充実
		生涯スポーツの振興
		就労の場の確保・創出等
		シルバー人材センターの充実
		老人クラブ活動の活性化
		地域活動・サークル活動の充実と参加の促進
		敬老事業
		老人用貸農園事業
		高齢者おでかけ促進事業
		ふれあい入浴事業
		住宅改造等の支援
		高齢者向け公営住宅等の供給

3 生き生きとゆとりある生活をめざして

第6章 施策の展開

第1節 生涯にわたる健康づくりをめざして

<施策の体系>

地域保健を取りまく状況は、急速な高齢化と少子化の進展、生活習慣病への罹患による寝たきりや認知症等で介護を必要とする高齢者の増加、保健サービスに対する市民のニーズの高度化、多様化などにより、著しく変化しています。

老人保健法が全面改正され、平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」の実施に伴い、新たに特定健診・特定保健指導の取組が開始されています。

本市では、壮年期からの適切な健康管理と、より積極的な健康づくりを進めるために、保健医療関係機関や健康づくり関係団体と連携を密にながら、事業を実施しています。

1. 老人保健（予防）サービス

(1) 特定健診

【現 状】

平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、特定健診・特定保健指導が開始されました。これは生活習慣病予防を目的としています。軽度の生活習慣病が重なると心臓発作や脳卒中、人工透析等を引き起こし、生活の質を低下させる可能性が高くなります。

それらを予防するために健診受診後、必要に応じて保健指導を受け、生活習慣を改善していくだけの健診体制です。

健診の実施主体が市から医療保険者に変わり、医療保険者が被保険者に健診の機会を提供していくものです。

また、この健診制度には国の決めた平成24年度の目標達成率が決められています。

		平成24年度目標達成率
受診率		65%
保健指導率		45%
メタボリックシンドローム 予備軍・該当者減少率		10%

図表38 対象者見込み

	特定健診検査 目標率(a)	40歳～74歳国保人口推 計(b) (人)	※途中転出入者 (c) (人)	特定健診目標数 (d) = ((b) - (c)) ×(a) (人)
H20	35%	29,567	6,200	8,200
H21	45%	28,587	6,200	10,100
H22	55%	27,336	6,200	11,700
H23	60%	26,120	6,200	12,000
H24	65%	24,767	6,200	12,100

実施方法

検査内容：身長 体重 脂肪度 腹囲 血圧 中性脂肪 HDLコレステロール LDLコレステロール HbA1c GOT GTP γGTP クレアチニン 尿等 尿蛋白
詳細健診 貧血 心電図 眼底

実施場所：集団健診 川西市保健センター

個別健診 川西市医師会

平成20年9月末時点での受診者 3,115人

PR方法：市広報紙 CATV 出前講座 健康増進事業での案内等及び対象者への受診券送付

【課題】

- PRが不十分で対象者に理解を得られにくい現状となっています。
- 前年度と受診の方法が変わったため、対象者や健診現場の混乱を招いています。
- 未受診対策ができていません。
- 将来、健診の受け皿が目標数を受け入れられない可能性があります。

【施策】

- より理解してもらえるようなPR方法を検討していくとともに、医療機関とも連携し、スムーズに健診が受けられる体制を作っていくこと、健診の受け入れ人数を見極めていきます。
- 未受診対策の検討をしています。
- 健診結果をより有効に活用し、人工透析 心臓発作 脳卒中の予防につなげます。
- 受診率等目標達成、医療費削減のためには特定健診と市民全体を対象にした健康づくり事業とのより良い連携を検討する必要があります。

(2) 特定保健指導**【現状】**

健診結果により、「動機付け支援」「積極的支援」の2つに階層化し、該当した方に対して保健指導の利用案内をしています。

図表39 対象者見込み

	該当者及び 予備群発生 率(A)	該当者及び予備群 推計 (B)=(d)×(A) (人)	特定保健 指導 目標率(C)	特定保健指導目標 数(D)=(B)× (C)(人)
H20	17.1%	1,400	45%	632
H21	17.1%	1,724	45%	776
H22	17.1%	1,997	45%	900
H23	17.1%	2,048	45%	923
H24	17.1%	2,065	45%	931

実施方法

実施内容：動機付け支援 初回面接で目標設定し、6カ月後評価

積極的支援 初回面接で目標設定し、3カ月程度の継続支援をし、6カ月後評価

実施場所：直営：川西保健センター

委託：川西市医師会

グンゼスポーツクラブ

PR方法：利用券発送時 案内文書を同封 健康増進事業での案内等

【課題】

保健指導の利用券が受診後2ヶ月以上後の発送になるので、積極的な保健指導の利用につながりにくい。

保健指導のPRが不十分で、対象者に理解を得られていないのか、参加者が少ない状況です。

保健指導の質の確保が難しい。

未利用者対策ができていません。

【施策の方向】

- ・まず生活習慣の改善の大切さについて理解し、保健指導を利用してもらうこと、生活習慣改善の重要性との保健指導のPR方法を検討していきます。
- ・保健指導を利用してもらうことで、1つでも良い生活習慣を身につけてもらう。そのためには直営、委託含め保健指導の質を一定以上に保つことが必要です。保健指導従事者の質の向上に努めます。
- ・医療費削減のためには、特定健診と市民全体を対象にした健康づくり事業とのより良い連携を検討する必要があります。

(3) 生活機能評価

- 生活機能評価は、地域支援事業の中の特定高齢者把握事業として、65歳以上の介護保険第1号被保険者（要介護・要支援認定者を除く）を対象として、実施します。
- 日常生活で必要となる機能（以下、「生活機能」という。）の確認のために行う生活機能評価は、基本チェックリスト、医師が行う問診、身体計測、理学的検査及び血圧測定からなる生活機能チェックと反復唾液嚥下テスト、循環器検査、貧血検査及び血液化学検査からなる生活機能検査とで構成するものです。
- 生活機能評価は、特定高齢者を確認することを目的として、保健センターや各委託医療機関にて特定検診受診時に同時実施します。
- 生活機能評価にて特定高齢者と確認された方に対して、地域支援事業の特定高齢者介護予防事業を行うことにより、対象者が要介護状態又は要支援状態となることを予防することを目的としています。

(4) 健康手帳の交付

【現 状】

対象者	40歳以上の市民のうち、 ①特定検診、生活機能評価、健康教育、健康相談、機能訓練または訪問指導を受けた人 ②介護保険法において要介護、要支援と認められた人のうち希望された人
実施内容	自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的に、医療・健康診査・健康教育・健康相談・機能訓練・生活機能評価に関する項目などを記録する手帳を交付

図表40 健康手帳の交付状況

	平成18年度	19年度
医療受給資格者への医療受給者証の交付	15,110	15,080
うち、新規交付	437	988
喪失	1,064	1,028
医療受給者証資格者以外への健康手帳の交付	100	99

資料：市健康づくり室

【課 題】

- 健康手帳が有効に利用されているかについて把握するとともに、有効な利用法について啓発する必要があります。

【施策の方向】

- 健康手帳を自己の健康状態や、介護予防の記録として有効に活用するよう、医療機関と連携を図るとともに、特定検診などの機会を通して利用について啓発を進めます。
- 健康手帳が有効に利用されているかについて把握するとともに、有効な利用法について啓発する必要があります。

(5) 要介護高齢者等歯科事業

【現 状】

- 「市歯科医師会の協力と支援を得て、平成元年度から県たきり高齢者などへの訪問歯科指導を開始し、7年度からは、居宅や施設への「訪問診療」と「訪問口腔ケア」を実施しています。
- また、10年5月には、全町に先駆けて予防歯科センターに「高齢者歯科診療所」(15年6月から障害者歯科診療も開始したことにより、「ふれあい歯科診療所」に改称)を開設し、要介護高齢者を対象とした、通所による本格的な歯科診療事業に取り組んでいます。

図表41 要介護高齢者歯科診療の実施状況

(人)

年 度 区 分	平成18年度		19年度	
	訪 問 診 療	15	通 所 診 療	96日
訪 問 診 療	806	96日	920	97日
訪 問 診 療	385		429	
訪 問 口 腔 ケ ア	686		812	

資料:市健康づくり室

【課題】

- 要介護高齢者への歯科診療事業については、高齢化の急速な進展や施設の増加等に伴い、特に、施設への歯科医師による訪問診療と歯科衛生士による訪問口腔ケア件数が増えてきており、今後もより一層増加することが見込まれることから、マンパワー等を充実する必要があります。

【施策の方向】

- 市歯科医師会・歯科衛生士グループの熱心で意欲的な活動への支援に努め、在宅要介護者や施設入所者への口腔保健の向上を図ります。
- 要介護高齢者のQOL（生活の質）の向上のために、介護保険も活用した歯科診療後の訪問口腔ケアの充実について検討します。
- 要介護者は、口腔の日常的な健康管理が不十分であることから、「かかりつけ歯科医」との連携を促進します。
- 歯周病予防として、60歳・70歳の市民を対象に、歯周疾患検診（節目検診）を川西市成人歯科検診で実施中です。早期発見、早期治療が必要なため、今後とも充実を図っていきます。

図表42 歯周疾患検診の状況(40歳・50歳のみ抜粋)

(人)

年 度 区 分	平成18年度		19年度	
	男 性	女 性	男 性	女 性
40 歳	33	73	46	86
50 歳	22	66	26	58

※国の老人保健事業では、16年度までは40歳・50歳が対象。

資料:市健康づくり室

第2節 安心できる介護支援づくりをめざして

＜施策の体系＞

大項目	小項目	事業
安心できる介護支援 づくりをめざして	介護保険による居宅サービス等	＜居宅サービス＞
		＜地域密着型サービス＞
		居宅介護支援
		＜施設サービス＞
		＜介護予防サービス＞
		＜地域密着型介護予防サービス＞
		介護予防支援
	介護保険対象外の 在宅サービス事業	＜介護予防事業＞
		＜包括的支援事業＞
		＜任意事業＞
緊急通報システム事業		
機具洗濯・乾燥サービス事業		
日常生活用具貸付等事業		
訪問理容サービス事業		
高齢者外出支援サービス事業		
住宅改造費助成事業		
高齢者住宅整備資金の貸付事業		
介護保険対象外の 施設サービス事業	施設老人ホーム	
	ケアハウス	
	介護保険サービス利用者 に係る低所得者への支援	訪問介護利用者負担減額措置事業
		特別養護老人ホームの旧掛戻入前者に係る利用者 負担軽減措置
		社会福祉法人による利用者負担の減額措置
介護支援体制の充実	地域包括支援センター	
	在宅介護支援センター	
	権利擁護制度への取り組み	
介護保険の運営体制の 整備	相談体制の充実	
	認定審査会の運営	
	認定調査員の指導・育成	

介護保険制度の実施後9年が経過し、高齢者はじめ市民の方々の間に制度は着実に定着してきました。第4期事業計画の策定に当たり、要支援・要介護者等のサービス利用意向調査を実施するとともに、これまでの介護保険給付実績等の推移から現状の分析・評価を行いました。今後、介護保険の基本理念である自立支援と尊厳の保持に即し、高齢者が住みなれた地域で、その入らしい生活を継続できるよう、利用者のニーズに応える適切なサービス必要量の把握と質の向上を図りつつ、必要な供給体制を確保していきます。

また、地域支援事業として、要支援、要介護になる恐れのある高齢者が要支援、要介護状態になるのを防止する特定高齢者施策や、一般高齢者の介護予防を目的とする一般高齢者施策等の充実を図るとともに、地域における包括的・継続的マネジメント機能の強化に努めていきます。

さらに、支援を必要とする高齢者の在宅生活を支えるため、介護保険対象外サービスについても対応に努めます。これから安心できる介護支援づくりをめざして、介護保険サービスを始め、下記のサービスの充実を図るとともに、運営体制の整備及び介護支援体制の充実や関係機関等とのネットワークの構築などを推進していきます。

図表43 事業の種類(1)

介護給付等対象サービス	予防給付等対象サービス
【居宅サービス】 (1)訪問介護(ホームヘルプサービス) (2)訪問入浴介護 (3)訪問看護 (4)訪問リハビリテーション (5)居宅療養管理指導 (6)通所介護 (7)通所リハビリテーション (8)短期入所生活介護 (9)短期入所療養介護 (10)特定施設入居者生活介護 (11)福祉用具貸与 (12)特定福祉用具販売	【介護予防サービス】 (1)介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス) (2)介護予防訪問入浴介護 (3)介護予防訪問看護 (4)介護予防訪問リハビリテーション (5)介護予防居宅療養管理指導 (6)介護予防通所介護 (7)介護予防通所リハビリテーション (8)介護予防短期入所生活介護 (9)介護予防短期入所療養介護 (10)介護予防特定施設入居者生活介護 (11)介護予防福祉用具貸与 (12)介護予防特定福祉用具販売
【地域密着型サービス】 (1)夜間対応型訪問介護 (2)認知症対応型通所介護 (3)小規模多機能型居宅介護 (4)認知症対応型共同生活介護 (5)地域密着型特定施設入居者生活介護 (6)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	【介護予防地域密着型サービス】 (1)介護予防認知症対応型通所介護 (2)介護予防小規模多機能型居宅介護 (3)介護予防認知症対応型共同生活介護
【住宅改修】	【介護予防住宅改修】
【居宅介護支援】	【介護予防支援】
【施設サービス】 (1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (2)介護老人保健施設(老人保健施設) (3)介護療養型医療施設(療養病床等)	

図表44 事業の種類(2)

地域支援事業	
【介護予防事業】	
(1) 介護予防特定高齢者施策	
① 特定高齢者把握事業	
② 連携型介護予防事業	
③ 訪問型介護予防事業	
④ 介護予防特定高齢者施策評価事業	
(2) 介護予防一般高齢者施策	
① 介護予防普及啓発事業	
② 地域介護予防活動支援事業	
③ 介護予防一般高齢者施策評価事業	
【包括的支援事業】	
(1) 介護予防ケアマネジメント事業	
(2) 総合相談支援事業・権利擁護事業	
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業	
【住宅事業】	
(1) 介護給付等費用適正化事業	
(2) 家族介護支援事業	
(3) 成年後見制度利用支援事業	
(4) 福祉用具・住宅改修支援事業	
(5) 地域自立生活支援事業	

図表45 事業の種類(3)

介護保険対象外の在宅サービス事業	
(1) 緊急通報システム事業	
(2) 寝具洗濯・乾燥サービス事業	
(3) 日常生活用具給付等事業	
(4) 防錆理容サービス事業	
(5) 高齢者外出支援サービス事業	
(6) 住宅改修費助成事業	
(7) 高齢者住宅整備資金の貸付事業	
(8) その他の福祉サービス	

図表46 事業の種類(4)

介護保険対象外の施設サービス事業	
(1) 獣護老人ホーム	
(2) ケアハウス	

図表43～46までは資料：市長寿・介護保険課

1. 介護保険による居宅サービス等

(1) 居宅サービス・介護予防サービス

① 訪問介護・介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)

【現状と課題】

- 現在、市内では22事業所が訪問介護（ホームヘルプサービス）事業を実施しています。訪問介護は、利用実績が計画目標値を上回っており、18、19年度の実績推移から見てサービス利用は順調に伸びています。
- 訪問介護には、「身体介護」「生活援助」の2区分があります。利用者の症状等に合わせてサービスを提供しサポートしています。
- 利用者ニーズが多様化するなかで、夜間も含め、きめ細やかなサービス提供体制づくりなど、さらなる拡充が求められる状況です。

図表47 訪問介護の現状

(回)

区分 年 度	前計画目標量		実績回数				計画比	
	介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防
平成18年度	210,986	76,989	242,845	16,184	115.1%	21.0%		
19年度	219,909	83,178	230,255	27,836	104.7%	33.5%		
比較 増減	8,923	6,189	△12,590	11,652	△10.4%	12.5%		

資料:市長室・介護保険課

【施策の方向】

- 利用者の能力に応じた自立を目指し、本人や家族の希望する生活実現に対して生活の質を高めていくよう努めます。
- 利用者のニーズをより細やかに把握しながら各事業者との連携を強化するなかで、利用者が必要なサービス供給体制の確立に努めます。
- 予防給付の訪問介護サービスは、本人が自力で家事等を行うことが困難であって、代替のサービス等が利用できない場合に適切なケアマネジメントに基づき提供されるものであることから、より利用者に密着したサービス把握に努めます。
- 施設サービス、居住系サービスの拡充により、見込み量は同水準で推移するものと考えられます。

図表48 訪問介護見込み量

(回/年)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
サー ビス 量	272,390	264,206	270,681

資料:市長室・介護保険課

図表49 介護予防訪問介護見込み量 (人/年)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
サ ー ビ ス 量	5,571	5,843	6,160

資料:市長寿・介護保険課

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

【現状と課題】

- 現在、市内事業者は3事業者となっており、前計画より少ない利用実績となっています。しかし、高齢化の進展により外出困難な要介護者は増加するものと考えられます。

図表50 訪問入浴介護の現状 (回/年)

区 分 年 度	前計画目標量		利用実績数		計画比	
	介護	予防	介護	予防	介護	予防
平成18年度	3,885	0	3,147	2	81.0%	-%
平成19年度	4,276	0	3,298	2	77.1%	-%
比 比較 増 減	381	0	151	0	△3.9%	-%

資料:市長寿・介護保険課

【施策の方向】

- 外出困難な要介護者は増加するものと見込まれますが、施設、居住系サービスの充実により、見込量の大大幅な増加は想定していません。
- 自宅や通所サービスの利用による入浴が困難な、主に要介護度の高い人に対する提供を考えており、要支援1、2の需要は見込んでいません。

図表51 訪問入浴介護見込み量 (回/年)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
サ ー ビ ス 量	3,881	3,187	2,863

資料:市長寿・介護保険課

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

【現状と課題】

- 市内では、訪問看護を実施しているのは8事業者となっています。
- 病気、加齢等により様々な健康上の問題を抱えている高齢者のうち、医者が必要と認めた要介護者に対して、医師の指示のもとに生活支援や医療処置のサービスを実施しています。
- 基礎疾患を抱えている利用者の増加が推測されるため、対応できる供給体制が必要となります。

図表52 訪問看護の現状

(回/年)

区分 年 度	前計画目標量		利用実績数		計画比	
	介護	予防	介護	予防	介護	予防
平成18年度	19,820	1,172	16,810	305	84.8%	26.0%
平成19年度	21,248	1,266	19,115	571	90.0%	45.1%
比較・増・減	1,428	94	2,305	266	5.2%	19.1%

資料:市長府・介護保険課

【施策の方向】

- 利用者ニーズの把握をさらに進めながら、サービス提供事業者に供給体制の強化を働きかけるとともに、ケアマネジャーと主治医との連携を密にして、個々の心身状態に適応したサービス利用の促進を図っていきます。

図表53 訪問看護見込み量

(回/年)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
サービス量	22,366	20,628	20,392

資料:市長府・介護保険課

図表54 介護予防訪問看護見込み量

(回/年)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
サービス量	561	587	619

資料:市長府・介護保険課

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション**【現状と課題】**

- 市内での実施事業者は3事業所となっていますが、実態としては前計画額より少ない利用実績となっています。
- 急性期、回復期、維持期の3段階に分類されるリハビリテーションのうち、維持期を担う介護保険では、身体機能の低下した要介護者に対し、機能の維持向上を目指し、サービスを提供しています。
- 特に、寝たきり予防等による居宅生活の継続のために在宅でのリハビリテーションへの要望があり、今後も利用者数は増加していくものと考えられます。
- 今後の利用者増加に対応するためには、供給体制の拡充が求められます。

図表55 訪問リハビリテーションの現状

(回/年)

区分 年 度	前計画目標量		利用実績数		計画比	
	介護	予防	介護	予防	介護	予防
平成18年度	4,963	810	5,209	82	105.0%	10.1%
平成19年度	6,498	1,008	5,420	143	83.4%	14.2%
比較・増・減	1,535	198	211	61	△21.6%	4.1%

資料:市長府・介護保険課

【施策の方向】

- 当該サービスの基盤整備を図るため、医療機関等への働きかけや通所リハビリテーションへの移行など、利用者個々の心身状況に応じた適正なサービス利用が促進されるよう努めます。

図表56 訪問リハビリテーション見込み量 (人/年)

年度	平成21年度	22年度	23年度
サービス量	6,238	5,845	5,848

資料:市長寿・介護保険課

図表57 介護予防訪問リハビリテーション見込み量 (人/年)

年度	平成21年度	22年度	23年度
サービス量	133	140	147

資料:市長寿・介護保険課

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

【現状と課題】

- 利用実績では計画値より大きく上回っている状況となっています。今後も医師等による管理が必要となる利用者の増加がうかがえます。
- 各分野が連携した総合的な管理指導の体制整備が課題となっています。

図表58 居宅療養管理指導の現状 (人/年)

区分 年度	前計画目標量		利用実績数		計画比	
	介護	予防	介護	予防	介護	予防
平成18年度	2,290	268	3,508	156	153.2%	58.2%
平成19年度	2,382	290	3,861	204	162.1%	70.3%
比較 増減	92	22	353	48	8.9%	12.1%

資料:市長寿・介護保険課

【施策の方向】

- 今後、居宅介護療養管理指導については、一層のサービス向上に向けてケアマネジャーと、医師、歯科医師、薬剤師等が連携してサービスが展開できるような体制整備に努めます。

図表59 居宅療養管理指導見込み量 (人/年)

年度	平成21年度	22年度	23年度
サービス量	4,033	4,235	4,446

資料:市長寿・介護保険課

図表60 介護予防居宅療養管理指導見込み量 (人/年)

年度	平成21年度	22年度	23年度
サービス量	224	235	247

資料:市長寿・介護保険課

⑥ 通所サービス・介護予防通所サービス

【現状と課題】

- 現在、市内には、特別養護老人ホームに併設するデイサービスや、老人保健施設等によるデイケアに加え、民間事業者も含めて26事業所（通所介護（デイサービス）23事業者、通所リハビリ（デイケア）3事業者）が事業を実施しています。
- 通所系サービスは、訪問系サービスに比べ利用しやすく、利用者の社会的孤立感の解消、家族の身体的・精神的負担軽減につながり、機能訓練と日常生活訓練を図れるため、今後もサービス事業者や利用者は増加するものと考えられます。
- 利用者からは、利用時間延長を求める声や日曜日の利用を望む声があります。最近では、事業者も各事業者の特性を生かした支援サービス内容を工夫され、利用者のニーズにあった事業者選択ができるようになってきました。

図表61 通所サービスの現状

(回/年)

区分 年度	前計画目標量		利用実績数		計画比	
	介護	予防	介護	予防	介護	予防
平成18年度	76,951	21,173	98,993	1,554	128.6%	7.3%
平成19年度	80,924	22,871	105,418	2,627	130.3%	11.5%
比較・増・減	3,973	1,698	6,425	1,073	1.7%	4.2%

資料：市長寿・介護保険課

【施策の方向】

- 利用時間の延長や利用希望の充足などサービス供給量の確保を図りながら、サービス内容の質的向上にも努めています。
- 介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーションについては、介護予防観点から積極的な役割が期待されるサービスであり、日常生活上の支援などの「共通的サービス」と、運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上の「選択的サービス」に分けて提供されるもので、サービス供給の確保を図りながら、内容の充実やサービス内容の質的向上に努めています。

図表62 通所介護（デイサービス）見込み量

(回/年)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
サ ー ビ ス 量	127,249	126,528	131,768

資料：市長寿・介護保険課

図表63 通所リハビリテーション（デイケア）見込み量

(回/年)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
サ ー ビ ス 量	24,319	23,880	24,673

資料：市長寿・介護保険課

図表64 介護予防通所介護(デイサービス)見込み量 (人/年)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
サ ー ビ ス 量	2,730	2,863	3,017

資料:市長等・介護保険課

図表65 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)見込み量(人/年)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
サ ー ビ ス 量	281	294	310

資料:市長等・介護保険課

⑦ 短期入所サービス・介護予防短期入所サービス(ショートステイ)

【現状と課題】

- 前計画と同等程度の利用実績数となっていますが、平成18年度・平成19年度の利用実績は年々増加する傾向にあります。
- 当該サービスの供給量は不足はしていません。しかし、突発的な場合の利用など、受け入れが困難になるケースも見受けられます。また、年間を通してみると、時期によって利用者が増減する傾向があり、利用が集中する時期の対応が課題となっています。

図表66 短期入所サービスの現状 (日/年)

区 分 年 度	種別	前計画目標量		利用実績数		計画比	
		介護	予防	介護	予防	介護	予防
平 成 1 8 年 度	生活	25,608	2,378	25,307	164	98.8%	6.9%
	療養	12,548	1,072	8,351	40	66.6%	3.7%
1 9 年 度	生活	26,281	2,568	28,280	346	111.9%	13.5%
	療養	13,141	1,158	5,970	21	45.4%	1.8%
比 較 増 減	生活	673	190	2,973	182	13.1%	6.6%
	療養	593	86	△2,380	△19	△21.2%	△1.9%

資料:市長等・介護保険課

【施策の方向】

- 本人の心身機能の維持、家族の介護負担の軽減などを図り、利用者増に対応できるようサービスの供給体制を確保するとともに、個別のニーズを十分に把握し、各事業者に対してサービスメニューの充実を働きかけるなど、利用しやすいサービス体制の構築に努めます。
- 施設サービスや居住系サービスの整備に努めることにより、利用者数は現状程度と見込んでいます。

図表67 短期入所生活介護サービス見込み量 (日/年)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
サ ー ビ ス 量	34,291	32,681	33,106

資料:市長等・介護保険課

図表68 短期入所療養介護サービス見込み量 (日/年)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
サ ー ビ ス 量	6,586	6,192	6,214

資料:市長等・介護保険課

図表69 介護予防短期入所生活介護サービス見込み量 (日/年)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
サ ー ビ ス 量	374	392	412

資料:市長等・介護保険課

図表70 介護予防短期入所療養介護サービス見込み量 (日/年)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
サ ー ビ ス 量	58	60	64

資料:市長等・介護保険課

⑧ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

【現状と課題】

- 近年、ケア付き住宅に対する意識が高まっており、介護保険制度のなかで有効な居宅サービスとして位置づけられてきています。
- 市内では有料老人ホームで3施設（定員124人）、養護老人ホームで1施設（定員50人）が整備されている状況です、また、計画目標値より利用実績が大きく上回っています。
- 新たに適合高齢者専用賃貸住宅が特定施設入居者生活介護の指定対象となりました。

図表71 特定施設入居者生活介護の現状 (人/年)

区 分 年 度	前計画目標量		利用実績数		計画比	
	介護	予防	介護	予防	介護	予防
平 成 1 8 年 度	636	48	1,007	57	158.3%	118.8%
平 成 1 9 年 度	696	48	1,204	163	173.0%	318.8%
比 較 増 減	60	0	197	96	14.7%	200.0%

資料:市長等・介護保険課

【施策の方向】

- 要支援・要介護高齢者の自立を支援する有効な施策として、整備を図っていきます。
- 整備予定については、計画期間中に定員150人分を予定しています。

図表72 特定施設入居者生活介護見込み量 (人/月)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
サ ー ビ ス 量	148	243	243

資料:市長等・介護保険課

図表73 介護予防特定施設入居者生活介護見込み量 (人/月)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
サービス量	19	24	35

資料:市長寿・介護保険課

⑨ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・介護予防特定福祉用具販売

【現状と課題】

- 要介護高齢者等の在宅生活を支援する制度として、利用者数は介護保険制度施行以降急速に増加しています。今後ともさらに需要が高まるものと推測されます。
- 利用者が増加している一方で、個々の状態に応じた福祉用具の選定など、在宅介護を円滑にする環境を整えるため、ケアマネジャーや当該サービス提供事業者の資質向上に努めています。
- 特定福祉用具販売（介護予防含む）についても、平成18年度より事業者指定となりました。
- 要支援者等の福祉用具の貸与は、要支援者の自立支援に十分な効果を上げる観点から、その状態像から見て利用が想定しにくい品目については、原則として保険給付の対象外となり、一定の要件等に合致した場合のみ利用可能となっています。

図表74 福祉用具貸与の現状

(人/年)

区 分	前計画目標量		利用実績数		計画比	
	介護	予防	介護	予防	介護	予防
年 度						
平 成 1 8 年 度	13,065	6,818	14,336	585	109.6%	8.6%
平 成 1 9 年 度	13,273	7,365	13,436	988	101.2%	13.4%
比 比較 増 減	188	547	△900	403	△8.4%	4.8%

資料:市長寿・介護保険課

図表75 福祉用具購入の現状

(人/年)

区 分	前計画目標量		利用実績数		計画比	
	介護	予防	介護	予防	介護	予防
年 度						
平 成 1 8 年 度	405	290	486	63	120.0%	21.7%
平 成 1 9 年 度	428	314	484	122	113.1%	38.9%
比 比較 増 減	23	24	△2	59	△6.9%	17.2%

資料:市長寿・介護保険

【施策の方向】

- 福祉用具を使用することにより、身体機能を補完するとともに、機能訓練にもなり、戻用症候群の予防につながります。また、介護者の負担を軽減することができます。
- 在宅介護を行ううえで福祉用具は、利用者自身が日常生活のなかで適切に活用することが大切です。
- 利用者やケアマネジャーに対し、福祉用具の選定・利用に関する情報提供を行うとともに、サービス提供事業者の資質の向上に努めます。

図表76 福祉用具貸与見込み量 (人/年)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
サー ビス 量	15,494	14,877	15,145

資料:市長寿・介護保険課

図表77 特定福祉用具販売見込み量 (人/年)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
サー ビス 量	513	529	545

資料:市長寿・介護保険課

図表78 介護予防福祉用具貸与見込み量 (人/年)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
サー ビス 量	1,097	1,151	1,213

資料:市長寿・介護保険課

図表79 特定介護予防福祉用具販売見込み量 (人/年)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
サー ビス 量	135	141	148

資料:市長寿・介護保険課

⑩ 住宅改修・介護予防住宅改修

【現状と課題】

- 日本家庭は敷居や玄関の上がりかまちなど、段差が多く、高齢者にとっては住みづらい環境であるといえます。
- 当該サービスは、要介護高齢者等が在宅生活を営むうえで有効であります。特に、給付対象とされている手すりの設置や段差解消などは、工事が短期間で軽易な内容であることから、費用負担及び施工に対する抵抗感も少なく、今後とも利用者が増加するものと考えられます。
- また、当該サービスは、事業者の指定制度がないことから、専門知識のあるケアマネジャーの果たす役割が特に重要となります。
- 利用者負担及び保険給付費用の適正化に向け、工事内容と費用の妥当性を審査できる方策として事前申請を実施しています。

図表80 住宅改修の状況 (人/年)

区分	前計画目標量		利用実績数		計画比	
	介護	予防	介護	予防	介護	予防
年 度						
平成21年度	367	436	387	86	105.4%	19.7%
平成22年度	388	470	374	175	96.4%	37.2%
比 比較 増 減	21	34	△13	89	△9.0%	17.5%

資料:市長寿・介護保険課

【施策の方向】

- ほかのサービスと同様、さらに制度内容の周知に努めるとともに、ケアマネジャー等の資質が極めて重要となる制度だけに、研修内容等の充実・強化を図りながら、ケアマネジャー個々のレベルアップに努めます。
- 専門的な知識が求められることからケアマネジャーと建築分野に携わる専門家等との連携など、利用者の状態像に応じた適切な住宅改修へ向けた仕組みづくりを進めます。

図表81 住宅改修見込み量

(人/年)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
サ ー ビ ス 量	389	397	405

資料:市長寿・介護保険課

図表82 介護予防住宅改修見込み量

(人/年)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
サ ー ビ ス 量	193	203	213

資料:市長寿・介護保険課

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、要介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスであり、日常生活圏域毎に見込み量を算定しています。

① 夜間対応型訪問介護

【施策の方向】

- 在宅にいる場合でも、夜間を含め24時間安心して生活できる体制整備が必要であることから、定期巡回と通報による随時対応をあわせたサービスとして創設されましたが、本市においては人口規模からも利用対象者が少ないと見られるため、今計画期間での事業者参入は困難と考えられます。今後は広域的設置も視野に入れた事業者参入に努めます。

図表83 夜間対応型訪問介護 (人/年)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
サ ー ビ ス 量	73	75	79

資料:市長齊・介護保険課

② 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

【現状と課題】

- 現在、市内では4事業者が、通常のデイサービスでは対応困難なケースについて、サービスを提供していますが、認知症高齢者の増加に伴い、今後、整備を検討する必要があります。

【施策の方向】

- 事業形態として、これまでの特別養護老人ホームなどの併設型に加え、認知症高齢者グループホームなどの共用スペースなどを活用した数入単位の利用形態も考えられます。

図表84 認知症対応型通所介護サービス見込み量 (人/年)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
川 西 南	137	122	122
川 西	168	169	169
明 峰	73	66	66
多 田	137	122	122
縁 台	73	66	66
清 和 台	84	75	75
東 谷	168	160	160
市 内 合 計	840	780	780

資料:市長齊・介護保険課

図表85 介護予防認知症対応型通所介護サービス見込み量		(人/月)	
年 度	平成21年度	22年度	23年度
市 内 合 計	0	0	0

資料:市長寿・介護保険課

③ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

【現状と課題】

- 「通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービス提供することで、在宅での生活継続を支援するもので、現在、東谷地域に1ヵ所設置されています。
- 利用が登録者に限定されるなど、利用条件の制限があります。

【施策の方向】

- 計画期間中に1カ所程度を見込んでいますが、同一圏域に複数でなければどの圏域でも設置可とし、個別の圏域を指定しません。
- グループホーム等との併設設置を可能とします。

図表86 小規模多機能型居宅介護サービス見込み量 (人/月)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
地区別			
川西南	4	8	10
川西北	7	15	18
明峰	3	5	7
多田	3	7	8
緑台	4	7	9
清和台	3	6	8
東谷	6	12	15
市内合計	30	60	75

資料:市長寿・介護保険課

図表87 介護予防小規模多機能型居宅介護サービス見込み量 (人/月)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
市内合計	2	2	2

資料:市長寿・介護保険課

④ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

【現状と課題】

- グループホームは、少人数で家庭的雰囲気のなかで生活できる利点があり、サービス内容等の理解の深まりとともに利用者は増加しています。
- 平成20年度時点では、市内では4施設で、11ユニット99人分。市民入居比率は約73%となっています。

○介護老人福祉施設の入所待機者が発生している状況を見ると、当該サービスが周知されるとでさらに利用者が増加すると想定されます。また、グループホーム開設時に軽度の認知症であった入居者が、認知症や身体状況の悪化が進み、対応困難なケースがでている状況もあります。

図表88 認知症対応型共同生活介護の現状 (人/月)

区分 年 度	前計画目標量	利用実績数	計画比
平成18年度	80	85	106.3%
平成19年度	82	81	98.8%
比較 増 減	△2	△4	△7.5%

資料:市長券・介護保険課

【施策の方向】

- グループホームは、事業所間でサービスの質に格差が生じないようなシステム作りが必要です。
- 認知症は今後増加が予想されることから、現在整備済の4事業所（11ユニット定員99人）に加えて本計画期間中に4事業所（8ユニット定員72人）の整備を目指し、拡充に努めます。
- 介護予防認知症対応型共同生活介護サービスは要支援1、2の方が対象ですが、本計画期間中のサービス利用は見込んでいません。

図表89 認知症対応型共同生活介護サービス量 (人/月)

年 度 地区別	平成21年度	22年度	23年度
川 西 南	18	22	24
川 西	25	29	33
明 嶺	11	12	15
多 田	19	22	24
緑 台	11	12	13
清 和 台	12	13	15
東 谷	24	28	31
市 内 合 計	120	138	156

資料:市長券・介護保険課

(3) 居宅介護支援・介護予防支援

【現状と課題】

- 平成20年10月現在、市内には市社会福祉協議会をはじめとした社会福祉法人、医療法人に加え、民間事業者も含めて居宅介護支援の指定事業所が30事業所（介護支援専門員（ケアマネジャー）約90名）あり、近隣市外に事業者も多く、必要量は確保されている状況です。
- なお、18年度から居宅介護支援事業所の管理者はケアマネ資格を有することが必須とされ、またケアマネジャーについては、5年毎の資格更新制が導入されるなど、資質の向上が図られているところです。
- 利用者が増加傾向にあるなかで、支援困難なケースが増加している現状です。このことから、ケアマネジャーは多職種・多機関との連携や継続的なケアマネジメントが必要とされており、ケアプランのアセスメントやモニタリングを十分に行なうことが必要です。今後、さらなる自立支援をめざしたケアマネジメント体制を構築する必要性があります。

図表90 居宅介護支援事業の現状

(人/月)

区分 年 度	前計画目標量		利用実績数		計画比	
	介護	予防	介護	予防	介護	予防
平成18年度	2,010	1,348	2,573	328	127.4%	24.3%
平成19年度	2,069	1,456	2,321	597	112.2%	41.0%
比較・増減	50	108	△252	269	△15.2%	16.7%

資料:市長寿・介護保険課

【施策の方向】

- 各種研修を実施し、資質の向上を図るとともに利用者のニーズに即したケアプランの作成や支援困難事例への相談ができるような体制づくりに努めます。
- 地域包括支援センターに配置される保健師が中心となって介護予防プランの作成支援や相談ができるような体制づくりに努めます。
- 地域包括支援センターの主任ケアマネジャーを中心に、地域のケアマネジャーへの指導助言等の支援に努めます。
- ケアマネジャーのネットワークの推進に努めます。

図表91 居宅介護支援事業見込み量

(人/月)

区分 年 度	平成21年度	22年度	23年度
利 用 者 推 計 数	2,581	2,697	2,804
介護支援専門員必要人数	77	77	80

(注)標準担当件数35件

資料:市長寿・介護保険課

図表92 介護予防支援事業見込み量

(人/月)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
利 用 者 推 計 数	862	694	732

資料:市長寿・介護保険課

(4) 施設サービス

① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

【現状と課題】

- 平成20年3月現在の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の施設数は市内6施設(定員611人)となっています。制度上、要介護1以上の人人が入所申込みできるため、緊急性を要しない人の早期予約や重複申込もあり、待機者が多くなっています。
- しかし、必要度の高い人から入所できるよう定められている兵庫県の「入所コーディネートマニュアル(入所基準)」にあてはめると入所の必要性の高い要介護者は待機者の約20%となっています。
- 施設希望者の心身の状況に応じて必要性の高い人が優先的に利用できるよう、施設関係者やケアマネジャーなどに働きかけています。さらにはケアマネジャーとの連携により、要介護者の自立可能性に即した在宅サービスの利用促進を図り、在宅での自立支援に努めています。

図表93 特別養護老人ホームの現状

(人/月)

区 分 年 度	前計画目標量	利用実績数	計画比
平成18年度	480	501	104.4%
平成19年度	540	562	104.1%
比 比較 増 減	60	51	△0.3%

資料:市長寿・介護保険課

【施策の方向】

- 入所の必要性の高い待機者に対応するため、施設サービスの基盤整備を計画的に進めます。
- 「入所コーディネートマニュアル」の趣旨について希望者に理解を求めるとともに、在宅での生活が介護保険等のサービス利用により可能なケースについては、在宅での自立支援に努め、施設サービス及び在宅サービスの適正利用を図ります。

図表94 特別養護老人ホーム入所者の見込み数

(人/月)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
サ ー ビ ス 量	573	663	757

資料:市長寿・介護保険課

② 介護老人保健施設(老人保健施設)

【現状と課題】

- 市内では、介護老人保健施設は2施設（定員250人）整備されています。入所希望者には一時的に入所待ちの状況も見受けられます。市内2施設の利用状況は市民の利用が約60%程度で推移しており、市外の利用者も多く利用されています。
- 利用実績では、隣接する猪名川町所在の施設など市外施設の利用者も比較的多い状況となっています。
- また、リハビリを中心とした施設サービスの目的から介護老人福祉施設に比べると短期間の入所が多く、退所後の介護に関する相談も少なくない現状です。
- 当該サービスの利用にあたっては、リハビリ施設である特性を生かした利用が求められていますが、介護老人福祉施設の入所待ちのために利用されている状況もあり、これらサービスの適正な利用が図られるような方策が求められています。
- 今後、療養病床の再編成の本格化が見込まれるなか、医療療養病床からの転換が見込まれます。

図表95 介護老人保健施設の現状

(人/月)

区分 年 度	前計画目標量	利用実績数	計画比
平成18年度	295	281	95.3%
平成19年度	245	254	103.7%
比較：増：減	△50	△27	8.4%

資料:市長寿・介護保険課

【施策の方向】

- 現状のサービス内容や利用者の実態把握に努めるとともに、居宅サービスの利用促進を基本としながら、当該サービスの質的向上に向け事業者や関係機関に働きかけていきます。
- 医療療養病床からの転換を考慮し、必要なサービス量を見込む必要があります。
- 介護老人福祉施設の待機場所としての利用者が施設整備が進むと退所していくことを考慮し、新たな整備は見込んでいません。

図表96 介護老人保健施設入所者の見込み数

(人/月)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
サ ー ビ ス 量	250	250	250

資料:市長寿・介護保険課

③ 介護療養型医療施設(療養病床等)

【現状と課題】

- 現在、市内には介護保険の指定を受けた療養病床を有する医療施設はありません。平成15年11月末と平成16年3月末にそれぞれ医療保険適用施設に転換されたため、近隣他市町の施設を利用している状況です。
- 利用者の症状や心身の状況によって、一定期間の経過後には退院を勧められる場合もあり、転院等に関する相談も少なくない現状です。
- 当該サービスの利用にあたっては、医療施設である特性を生かした利用が求められていますが、介護老人福祉施設の入所待ちのために利用されている状況もあり、これらサービスの適正な利用が図られるような方策が求められています。
- 介護療養型医療施設については、平成23年度末に廃止されることが決定しています。

図表97 介護療養型医療施設の現状 (人/月)

区分 年度	前計画目標量	利用実績数	計画比
平成18年度	161	135	83.9%
平成19年度	134	126	94.0%
比較：増減	△27	△9	10.1%

資料:市長室・介護保険課

【施策の方向】

- 現状のサービス内容や利用者の実態把握に努めるとともに、居宅サービスの利用促進を基本としながら、当該サービスの質的向上に向け事業者や関係機関に働きかけていきます。
- 介護療養型医療施設の転換等の状況をふまえ、介護保険サービスを適切に見込んでいきます。

図表98 介護療養型医療施設の入院見込み数 (人/月)

年度	平成21年度	22年度	23年度
サービス量	141	141	141

資料:市長室・介護保険課

2. 地域支援事業

地域支援事業の実施

- 要介護・要支援状態に陥るおそれのある高齢者を対象として実施しています。
- 地域支援事業を実施することにより、要支援・要介護状態となることを防止する効果を見込んでいます。

図表99 地域支援事業対象者数の見込み

(人)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
区 分			
介護予防事業	2,319	2,429	2,516

資料:市長寿・介護保険課

図表100 介護予防事業を実施しない場合の自然体の要介護認定者数

(人)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
区 分			
要支援・要介護1	3,545	3,746	3,955
要介護2～5	3,136	3,313	3,498

資料:市長寿・介護保険課

図表101 介護予防事業実施後の要介護認定者数

(人)

年 度	平成21年度	22年度	23年度
区 分			
要支援・要介護1	3,465	3,629	3,832
要介護2～5	2,799	2,966	3,135

資料:市長寿・介護保険課

- 地域支援事業は、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から市町村が実施する事業です。以下の3つの事業から構成されています。

(1) 介護予防事業

① 介護予防特定高齢者施策

【現状と課題】

- 特定高齢者の介護予防事業がまだ広く周知されていないこと等により、対象者を目標通りには把握できないため、特定高齢者対象者の個々の状態に応じ、本人の自己実現に向けた具体的な目標（プラン）を立てるまでにいたっていないケースが多くあります。
- 対象者数が少ないため、一般高齢者の介護予防事業と一緒に実施しています。

【施策の方向】

- 特定高齢者（当初第1号被保険者の概ね5%程度の予想）に対する事業として、対象者の個々の状態に応じ、本人の自己実現に向けた具体的な目標（プラン）を立てたうえで、通所または訪問により、要介護状態等となることの予防または軽減もしくは悪化の防止を目的として介護予防事業を実施していきます。

図表102 特定高齢者見込み数

(人)

年 度 区 分	平成21年度	22年度	23年度
対 象 者	2,319	2,429	2,516
人 口 割 合	5.0%	5.0%	5.0%

資料：市長寄・介護保険課

ア 特定高齢者把握事業

【現状と課題】

- 医療機関や保健センターの特定健診時に、要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の受診者に対して「生活機能評価」を実施し、要支援・要介護状態となる可能性が高いと考えられる特定高齢者の情報を収集、把握しています。
- 平成18年度の制度開始当初は、特定高齢者の選定基準が厳しかったことから、全国的に特定高齢者の発生率が低く、1号被保険者の3%見込に対し、兵庫県で0.6%、川西市では0.07%でした。そのため、平成19年度から国の選定基準見直しにあわせ同様に見直しした結果、川西市においても発生率が増加しました。

図表103 特定高齢者把握事業 実施状況

年 度 区 分	平成 18 年度	平成 19 年度
65歳以上人口	34,398	36,986
生活機能評価受診者数	6,409	7,007
受診率	18.63%	18.95%
特 定 高 齢 者 数	25	144
特 定 高 齢 者 発 生 率	0.07%	0.39%

資料：市長寄・介護保険課

【施策の方向】

- 特定健診時に「生活機能評価」を実施するとともに、地域包括支援センター、民生委員、関係機関等の情報や、訪問活動を担う保健師等との連携、主治医等との連携などの方法により、特定高齢者把握に努めます。

イ 通所型介護予防事業

【現状と課題】

- 特定高齢者把握事業により把握された高齢者を対象に、平成20年度より、地域包括支援センターや在宅介護支援センターと連携して、16小学校区で、3ヶ月6回コース、年間96回の予定で「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」などのメニューで、介護予防教室を介護予防一般高齢者施策と合同で実施しています。
- 健康相談は、市内8ヶ所にて年間78回、保健師・看護師が地域に出向き、血圧測定・尿検査・高齢者の健康不安や疾病に対する不安・健康管理など様々な内容の相談を受けています。
- 機能訓練は、疾病、外傷、老化等により心身の機能が低下している人を対象に、心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより、日常生活の自立を助け、介護を要する状態となることの予防に取り組んでいます。
- 今後の課題として、事業終了後の特定高齢者に対して、介護予防を継続・展開していくために、各地域の中で中心となって動ける人材の育成・支援が必要と考えられます。

図表104 通所型介護予防事業 実施状況

年 度 区 分	平成18年度	平成19年度
開催地区	0	1
開催回数	0	24
延参加者数	0	168

資料:市長寿・介護保険課

図表105 機能訓練実施状況 (回、人)

年 度 区 分	平成18年度	平成19年度
実施延回数	196	194
参加実人数	46	49
参加延人数	2,548	2,721

資料:市健康づくり室

【施策の方向】

- 当事業を終了した特定高齢者が、地域において介護予防を継続して行うために、介護予防一般高齢者施策を活用するとともに、川西市内の関係機関、団体とも連携して対応します。

ウ 訪問型介護予防事業

【現状と課題】

- 特定高齢者把握事業により把握された高齢者で、通所型介護予防事業に参加できない方のうち、陽じこもり、うつ等のおそれがあり、訪問型介護予防事業が有効と認められる高齢者に対して、保健師等の訪問による介護予防事業を実施しています。
- 平成19年度以降は、通所型介護予防事業で対応可能ケースだったため、訪問型介護予防事業は実施していません。

図表 108 訪問型介護予防事業 実施状況 〈回、人〉

区分	年 度	
	平成 18 年度	平成 19 年度
開催回数	12	0
実参 加者 数	1	0
延参 加者 数	12	0

資料：市長等・介護保険課

【施策の方向】

- 特定高齢者把握事業により把握された、陽じこもり、うつ等で、通所型介護予防事業に参加できない方には効果的であるため、件数は少ないと見込まれますが、対象者が出現した場合は継続実施を予定しています。

エ 介護予防特定高齢者施策評価事業

【現状と課題】

- 平成18年度、19年度ともに特定高齢者施策の対象者が非常に少なかったため、「介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値」に照らした達成状況の検証など、施策全体としての評価を行うことができる状況に至っておりません。
- 保健師等が対象者に対するサービス利用の事前・事後のアセスメントを行い、個別の評価を行なっています。

【施策の方向】

- 介護保険事業計画において定める「介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値」に照らした達成状況の検証を行い、介護予防特定高齢者施策の事業評価を実施します。

② 介護予防一般高齢者施策

【施策の方向】

- 一般高齢者については、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が積極的にこれらの活動に参加し、介護予防に向けた取り組みを実施する地域社会の構築を目指します。

- 介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成支援を行います。

ア 介護予防普及啓発事業

【現状と課題】

- 川西市内の各地域において、介護予防について高齢者が自主的・継続的に取り組めるよう介護予防教室「いきいき元気俱楽部」を実施しています。
- 平成20年度より、16小学校区では、3ヶ月6回コース、年間96回を予定に「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」などの内容で、介護予防特定高齢者施策の通所型介護予防事業と合同で実施しています。

図表 107 介護予防普及啓発事業 実施状況

年 度 区分	平成 18 年度	平成 19 年度
開 催 回 数	198	214
延 参 加 者 数	5,001	4,924

資料：市民局・介護保険課

【施策の方向】

- 地域において、介護予防について高齢者が自主的・継続的に取り組めるよう、内容を工夫するなどして介護予防教室を実施していきます。
- 地域の必要性に応じて、保健師などによる健康教育を実施します。

イ 地域介護予防活動支援事業

【現状と課題】

- 市内の各地域で活動されている関係機関、団体等に対して、研修会を開催するなど、介護予防に関するボランティア等の人材養成に努めています。

図表 108 介護予防普及啓発事業 実施状況

年 度 区分	平成 18 年度	平成 19 年度
研 修 対 象	民生委員	地区福祉委員
開 催 回 数	15	18
延 参 加 者 数	788	1,266

資料：市民局・介護保険課

【施策の方向】

- 地域における介護予防活動を活発化するため、各関係機関と連携して、ボランティア等の人材養成のための研修などを実施していきます。

ウ 介護予防一般高齢者施策評価事業

【現状と課題】

- 市内6ヵ所の地域包括センター及び在宅介護支援センター（市直営を除く）で、一般高齢者施策として「いきいき元気俱楽部」を実施し、結果状況を次の開催につなげています。

【施策の方向】

- プロセス評価を中心に事業評価を実施します。

(2) 包括的支援事業

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある、その入らしい生活の継続ができるよう、できる限り要介護状態にならないための「介護予防サービス」の充実に努めるとともに、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」の確立を目指します。

① 介護予防ケアマネジメント事業

【現状と課題】

- 介護予防の視点で個々にケアプランを作成し、ケアマネジメントを行うとともに、生活の質の向上を目指して支援しています。
- 介護保険によるサービス以外に既存の社会資源も活用し、地域との連携を図りながら事業を進めています。

【施策の方向】

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できる地域包括ケアを目指すために、介護予防ケアマネジメントを実施していきます。
- 見守りネットワークの充実を図り、支援の必要な高齢者の早期発見、早期対応のできる体制づくりに努め、介護予防の取り組みの中で、地域の抱える課題として共通認識を深めていくことにより、協働して課題解決を図るネットワークの構築を目指します。
- 介護予防ケアマネジメントは、介護予防の視点で地域包括支援センターが担い、充実に努めています。

図表 109 介護予防ケアマネジメント事業実施状況（回/年）

年 度 区 分	平成 18 年度	平成 19 年度
地域 包括（直営）	1,503	3,161
居宅事業所（委託）	2,390	3,015
地域 包括（委託）	—	1,114

資料：市長室・介護保険課

② 総合相談支援事業及び権利擁護事業

【現状と課題】

- 地域の高齢者の実態把握、虐待や人権の侵害などを早期に発見し、介護保険等適切なサービスにつなげ対応を図ることにより、問題の未然防止に努めています。
- 認知症高齢者の良き理解者である認知症サポーター やサポーター研修を担うキャラバンメイトの養成に取り組んでいます。

【施策の方向】

- 実態把握を行い、地域における支援を必要とする高齢者に対し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するために、地域における高齢者支援ネットワークの構築を目指します。
- 高齢者的人権の侵害、また虐待などを早期に発見し未然防止を図るため、高齢者虐待防止ネットワーク（「虐待・早期発見見守りネットワーク」、「虐待・保健福祉医療ネットワーク」等）の充実に努めます。
- 認知症高齢者や介護者支援のため、啓発フォーラムやシンポジウム、認知症サポーター養成等を実施するなど、認知症理解の輪をひろげるよう努めています。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

【現状と課題】

- これからの中高齢者ケアは認知症高齢者の増加や、高齢者意識の多様化の尊重という観点から、その人らしい自立した生活を継続できるよう、生活全般を包括的・継続的に支えていくことが求められています。そのためには、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための、特に専門職間のネットワーク化を推進していくことが必要です。

【施策の方向】

- 支援困難事例の対応に関する介護支援専門員への個別支援、サービス担当者会議開催の支援、質の向上のための研修等を行うとともに、介護支援専門員相互の情報交換を行う機会を密にしていくことに努めます。また、災害時対応ネットワークの構築を関係機関・団体等とともに目指します。
- 各々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中心として、多様な支援を包括的・継続的に提供する仕組みが必要です。各専門職相互や、専門機関の連携、インフォーマルな活動を含め、さまざまな社会資源の統合ネットワーク化に関係機関・団体等とともに努めます。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしきれることができるよう、介護支援専門員、医療機関、サービス提供事業者などの専門職のネットワークと、民生委員児童委員・地区福祉委員・自治会などの地域におけるネットワークが協働できるような地域を中心としたケアシステムづくりを目指します。

(3) 任意事業

① 介護給付等費用適正化事業

【現状と課題】

- 要介護認定の適正化として、新規申請者に係る調査については、市職員が行なうとともに、更新申請・変更申請で調査委託している調査については調査票のチェック、点検を行なっています。
- ケアマネジメント等の適正化では、原則として禁止されている、同居家族がいる場合の家事援助や軽度者に対する車イス等の貸与等について、アセスメントやケアカンファレンスが十分できているかなど、ケアプランの適正化を図っています。
- 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化では、国保連合会介護給付費適正化システムを一部活用して実施しています。

【施策の方向】

- 介護サービス利用者の保護とサービスの質の向上・適正実施の観点から、実に必要な介護サービス以外の不要なサービス、または不正なサービスが提供されていないかの検証、制度趣旨や良質な事業振興のために必要な情報の提供、研修会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るなど、介護給付費の適正化を図るための事業を行います。

② 家族介護支援事業

ア 徒歩高齢者家族支援サービス事業

【現状と課題】

- 認知症の徘徊高齢者の安全確保を図るため、発信装置による位置探知システムを活用した家族支援サービスを平成13年2月から実施しています。なお、事業の実施にあたっては、川西警察署を中心とした「川西・猪名川SOSネットワーク」を活用しています。
- 利用者は少ない現状ですが、認知症高齢者の増加を考えると、今後にはあっては需要の増加が予想されます。

図表110徘徊高齢者家族支援サービス事業の利用状況 (人)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
実利用者数	4	3	5

資料：市長角・介護保険課

【施策の方向】

- 制度内容のPRに努めるとともに、認知症の徘徊高齢者が増加するものと予想されるため、事業の継続実施を進めます。

イ 家族介護用品給付事業

【現状と課題】

- 在宅介護を行う家族の経済的な負担軽減と要介護高齢者等の保健衛生の向上を図るため、世帯全員が市民税非課税で、要介護4または要介護5の人を介護している家庭に対して紙おむつや尿取りパッドを給付しています。
- 当該事業は、介護度の高い低所得の高齢者の在宅介護を支援するうえで有効な手立てであると位置付けています。

図表111 介護用品給付事業の利用状況 (人)

年 度	平成17年度	18年度	19年度
実 利 用 者 数	34	40	45

資料:市長寿・介護保険課

【施策の方向】

- 在宅介護の促進を図るうえで有効な事業であり、一層のPRに努めます。

ウ 在宅老人介護手当

【現状と課題】

- この事業は、所得要件に加え、要介護度が重度（要介護4または要介護5）と認定された人のなかで、過去1年間において介護保険サービス（一部のサービスを除く）を利用していないことが条件となっており、該当者は少ない現状にあります。

図表112 家族介護慰労金実施状況 (人)

年 度	平成17年度	18年度	19年度
実 利 用 者 数	3	2	3

資料:市長寿・介護保険課

【施策の方向】

- 当面は事業の継続を基本としますが、国の動向をふまえて制度自体のあり方について見直しを進めます。

③ その他事業

ア 成年後見制度利用支援事業

【現状と課題】

- 財産管理や福祉サービスの利用などを自分で行うことが困難で、判断能力が十分でない認知症高齢者などを援助する「成年後見制度」の利用促進を図るとともに、低所得の方への後見報酬の助成や、成年後見制度の申立てが困難な高齢者については、審判の申し立てなどを行っています。

図表113 成年後見制度 市長申立実施状況		(人)
年 度	18年度	19年度
申 立 件 数	0	3

資料:市長室・介護保険課

【施策の方向】

- 今後、認知症高齢者が増加すると見込まれるなか、当該事業の重要性は増すものと考えております。相談会の実施などによって一層のPRに努めます。

イ 配食サービス事業(食の自立支援事業)**【現 状】**

- 社会福祉協議会に委託し、地区福祉委員会のボランティアの協力を得て実施しています。
- 在宅生活のなかで、調理が困難な心身状況にある高齢者等について、定期的に食事の提供を行うことで、安定した食生活を確保するとともに、ひとり暮らしの高齢者等にあっては、安否の確認といった面でも有効なサービスとなっています。
- 現行では、月曜日から金曜日の昼食のみの実施となっていますが、土曜日・日曜日や夕食などの希望があります。
- また、当該サービスが「配食ボランティア」の協力により実施されていることから、交通安全対策面での課題もあります。
- 民間サービスの充実に伴い、利用者数が減少しています。

図表114 配食サービス利用状況 (人、件)

年 度 区 分	平成17年度	18年度	19年度
利 用 者 数	324	264	239
配 食 件 数	29,807	25,786	22,961

資料:市長室・介護保険課

【施策の方向】

- 利用者ニーズを十分に把握し、サービスの充実を図るとともに、民間事業者への委託といった面も視野に入れながら、より良い事業のあり方について、引き続き検討を進めていきます。

3. 介護保険対象外の在宅サービス事業

(1) 緊急通報システム事業

【現状と課題】

- ひとり暮らし高齢者等の日常生活における不安を解消するため、専用装置を貸与し緊急時の連絡体制を確立する目的で実施している事業です。
- 高齢化や核家族化が進行するなかで、利用者は増加傾向にあります。また、家族と暮らす高齢者にあっても日中はひとりとなってしまうケースがあり、これらの人から利用を求める声があります。

図表115 緊急通報装置(貸与)利用状況

(件)

区分	年度		
	平成17年度	18年度	19年度
緊急通報装置(新規)	129	122	125
設置台数(累計)	578	629	645

資料:市長寿・介護保険課

【施策の方向】

- 利用件数が増加傾向にあり、また、日中ひとり暮らしで見守りが必要な高齢者への対応も含め、各地域住民との連携体制の構築など、事業の有効実施に向けた検討を継続して進めます。

(2) 寝具洗濯・乾燥サービス事業

【現状と課題】

- 寝たきり高齢者の衛生管理等を目的に、年2回寝具の洗濯・乾燥を実施しています。利用状況を見ると、実績には大きな変動がなく、横ばいの傾向が続いています。
- 利用者の固定化が見受けられることから、事業内容の周知が必要と考えられます。

図表116 寝具洗濯・乾燥サービス利用状況

(人)

年 度	年度		
	平成17年度	18年度	19年度
利 用 人 数	26	24	25

資料:市長寿・介護保険課

【施策の方向】

- 介護保険制度の導入に伴う利用者ニーズの変化といった面について、実態把握を進める一方、事業内容のPRを強化しながら需要の捕捉に努めるとともに、制度のあり方について検討を行います。

(3) 日常生活用具給付等事業

【現状と課題】

- 介護保険制度の実施に伴い、車いす、特殊寝台等給付品目の大半が介護保険制度に移行していることから、火災報知機や電磁調理器の給付等が生なサービス内容となっています。
- すべての住宅で住宅用火災警報機の設置が義務化されたことにより、対象者について、要介護認定を受けているひとり暮らし高齢者で、生活保護を受給している方として実施しています。

図表117 日常生活用具給付等利用状況

(件)

区分	年 度	給付・貸与件数		
		平成17年度	18年度	19年度
火災報知器		3	2	14
自動消火器		2	2	3
電磁調理器		10	7	4
老人用電話(貸与)		0	0	0

資料:市長赤・介護保険課

【施策の方向】

- ひとり暮らし高齢者の防火対策といった面で、事業の継続実施を基本としますが、制度のあるべき姿を模索しながら、個々の生活実態に応じて適正な利用が図られるよう進めていきます。

(4) 訪問理容サービス事業

【現状と課題】

- 寝たきりの高齢者等を対象に、清潔の保持を生たる目的として実施しています。
- 通所介護サービス提供施設内にて同様のサービスが実施されていることから、当該事業の利用者は大きく減少しています。
- 当該事業は、理容環境衛生同業組合川西支部の協力により実施していますが、利用者が減少する中にあっては、実施方法等の見直しが必要となっています。

図表118 訪問理容サービス延用状況

(人)

年 度	平成17年度	18年度	19年度
利 用 人 数	59	48	54

資料:市長赤・介護保険課

【施策の方向】

- 現状を精査した需要見込みに基づいて、今後についても見直しを検討していきます。

(5) 高齢者外出支援サービス事業

【現状と課題】

- 公共交通機関を利用することが困難な在宅高齢者に対して、移動手段として、タクシーを利用する場合に利用料金の一部を助成する事業で、平成16年度より実施しています。
- 平成19年度より、対象者を要介護3以上に拡充して実施しています。

図表119 リフト付複台タクシー実施状況 (人)

年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
外出支援サービス実利用者数	19	19	98

資料:市長寿・介護保険課

【施策の方向】

- 在宅介護の促進を図るために有効な事業であり、事業のあり方の検討をするとともに一層のPRに努めます。

(6) 住宅改造費助成事業

【現状と課題】

- この事業は、身体機能が低下した高齢者の生活を支援するとともに、健常な高齢者の介護予防を図るといった観点から、手すりの設置や段差解消等の改修を実施する場合に、費用の一部を助成するものです。(所得制限、対象工事に制限あり)
- 事業については、一般型(主に健常者対象)、特別型(日常生活に支障のある者)、共同住宅(分譲型)共用型を実施しています。
- 介護保険制度で同種のサービスが設定されていることもあります。徐々に事業内容については浸透しています。
- 介護保険制度の住宅改修を優先利用する規定があり、簡単な改修や工事については、充分足りることから、件数が減少しています。

図表120 住宅改造費助成事業実施状況 (件)

年 度 区 分	平成17年度	18年度	19年度
一 般 型	23	21	8
特 別 型	65	31	27
増 改 築 型	0	0	0
合 計	88	52	35

資料:市長寿・介護保険課

【施策の方向】

- 利用者のニーズ把握に努めながら、事業内容のPRや、利用者がわかりやすい仕組みとなるよう努めます。
- 在宅支援のため、要支援・要介護高齢者の安心、安全な居住環境の整備に努めます。

(7) 高齢者住宅整備資金の貸付事業

【現状と課題】

- 同居の高齢者にかかる居住環境の改善を主たる目的として居室の改築等を実施する場合に、必要な資金の確保が困難な人に対して、貸付事業を実施しているものです。
- 住宅の改造等に関する補助制度が充実してくるなかで、過去数年間、利用者のない状況が続いているあります。

【施策の方向】

- 介護保険の住宅改修や住宅改造費助成事業などの充実により、利用者がいない状況が続いていることから、今後も利用ニーズが増えることは考えにくく、見直しを行います。

(8) その他の福祉サービス

① 友愛訪問

【現状と課題】

- ひとり暮らしの高齢者を対象として、各地区の民生委員を中心に民生・児童協力委員や社会福祉協議会の福祉委員の方々が定期的に自宅を訪問し、安否確認や心身状態の変化等に関する見守りを実施しています。
- ひとり暮らし高齢者が増加する中にあって、訪問該当者は増加傾向にあります。

【施策の方向】

- ひとり暮らし高齢者の介護予防や日常生活における安全確保を図るうえで、「福祉デザインひろば」づくりをはじめ、ほかの事業との連携や地域の協力体制構築といった面も考慮しながら、将来における総合的な事業展開をめざした検討を進めます。

4. 介護保険対象外の施設サービス事業

(1) 養護老人ホーム

【現 状】

- 養護老人ホームは、老人福祉法に基づき、概ね65歳以上で環境上の理由、及び経済的理由により家庭で生活することが困難な高齢者を入所させ、援護することを目的としています。

図表121 養護老人ホームの措置状況

※毎年3月末時点での入所者数 (人)

年 度 区 分	平成17年度	18年度	19年度
市 内(満寿荘)	35	34	38
市 外	3	3	3

資料:市長券・介護保険課

【施策の方向】

- 介護保険施設からの退所者の受け皿としての役割も見込まれますが、多様な居住のあり方が検討されている現状から、新たな整備目標の設定はしません。

(2) ケアハウス

【現状と課題】

- ケアハウスの利用者は60歳以上であって、身体機能の低下等が認められ、または高齢のため独立して生活するには不安が認められ、家族による援助を受けることが困難な人です。
- 入居者の生活相談等に応じるほか、入浴や食事サービスの提供を行い、入居者の自主性を極力尊重するとともに、ホームヘルプサービス等の在宅福祉サービスの利用により在宅ケアの確保を図る施設です。

図表122 ケアハウス設置状況

施設名	設置・運営主体	所在地	定員	開設等時期
清和苑ゆうハウス	(社福) 友朋会	清和台東2-4-32	30人	6年 4月
ハピネス川西ケアハウス	川西市・(社)正心会	加茂3-13-26	50人	12年 5月
湯々館ケアハウス	(社福) 盛幸会	西多田字平井田筋5	22人	12年10月

資料:市長券・介護保険課

【施策の方向】

- ひとり暮らしに不安を感じている高齢者や、介護保険施設からの退所など、生活支援を必要とする高齢者の居宅生活の受け皿として期待されており、ケアハウスの特性を生かした利用が促進されるよう市外施設を含めた情報提供に努めます。

5. 介護保険サービス利用者に係る低所得者への支援

(1) 訪問介護利用者負担減額措置事業

【現状と課題】

- 介護保険制度の円滑な導入に向けた国の特別対策として、減額措置を行なっていましたが、平成20年6月30日をもって障害者対象分についても経過措置期間が終了しました。
- 現在は、障害者自立支援制度から介護保険制度へ移行する訪問介護利用者のうち、障害者自立支援制度において、自己負担が免除されている方に対して、介護保険制度においても同様の自己負担とする減額措置のみを行なっています。

【施策の方向】

- 障害者自立支援制度から介護保険制度へ移行する訪問介護利用者に対する支援措置事業として継続実施します。

(2) 特別養護老人ホームの旧措置入所者に係る利用者負担軽減措置

【現状と課題】

- 旧来の措置制度から介護保険制度へ移行することに伴い、利用者負担の激変緩和措置といった観点で、平成12年度から16年度までの5年間の経過措置として実施されておりましたが、平成21年度まで経過措置期間が延長されています。
- 経過措置終了時における利用者負担の増加に伴い、経済的な面で入所継続が困難となるケースが予想されます。施設入所など必要なサービスの提供といった面から、個々のケースに応じた利用者負担のあり方が大きな課題となります。

【施策の方向】

- 経過措置の延長の終了に伴い利用者負担が増加することから、社会福祉法人による負担軽減措置への移行や、収入状況等によっては生活保護担当部局との連携も視野に入れながら、個々のケースに応じた適正な利用者負担のあり方と、必要なサービスの確保に向けた対策を検討します。

(3) 社会福祉法人による利用者負担の減額措置

【現状と課題】

- 社会福祉法人の社会的役割を念頭において、利用者負担の一部を社会福祉法人が負担することで、低所得者のサービス利用を支援しようとする措置で、本市では平成12年度から、市内に事業所を有する全社会福祉法人で実施されています。
- 平成17年度からは、在宅サービス、施設サービスとともに利用に係る該当要件を拡充しています。

○この事業の実施については、社会福祉法人の自主的な判断に委ねられており、法人負担額の動向等によっては、当該制度の継続性が左右される面があります。

【施策の方向】

○当該措置については、社会福祉法人が実施主体となり実施することから、将来に向けた事業の継続に関しては、市と各法人の連携が重要な要素となります。

6. 介護支援体制の充実

(1) 地域包括支援センター

【現状と課題】

○平成18年度から新たに設置された機関で、市内には平成20年度現在、市直轄の「川西市地域包括支援センター」と委託設置の「東谷地域包括支援センター」、「鴻和台地域包括支援センター」、「川西南地域包括支援センター」の4カ所が設置済みです。

○各中学校区を日常生活圏域としており、地域包括支援センター未設置の圏域については、在宅介護支援センターをサブセンターと位置づけ、事業実施を行っています。

【施策の方向】

○地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置される、いわゆる「地域包括ケア」の中核機関としての役割を担います。

○高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業及び権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業を、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が相互に連携・協働しながらチームとして円滑に実施できるようチームアプローチによる運営を図っていきます。

○市内全域に、おおむね日常生活圏域毎の設置を目指します。また、直轄の川西市地域包括支援センターについては、市内の地域包括支援センター相互との連携・強化を図ると共に、全体の総括的役割を担っていきます。

図表123 地域包括支援センター設置状況

区分	直営	委託
年 度		
平成18年度	1	—
平成19年度	1	2
平成20年度	1	3
平成21年度	1	4
平成22年度	1	6

資料：市長幹：介護保険課

(2) 在宅介護支援センター

【現状と課題】

- 現在、川西市地域包括支援センターのサブセンターとして、3ヶ所の在宅介護支援センターがあり、地域窓口として、要援護及び要援護状態となる恐れのある高齢者などの相談や訪問を行っています。
- 「いきいき元気俱楽部（はつらつ広場）」の実施をはじめ、各地域における介護予防への取り組みなどを中心となって行っています。

【施策の方向】

- 高齢者個々のニーズを的確に把握し、必要なサービスが適切に利用できるよう、地域包括支援センターと連携していきます。なお、地域包括支援センター未設置地域にある在宅介護支援センターについて、地域包括支援センターへの移行を検討し、状況等を考慮しながら実施を図ります。
- 介護予防教室の実施をはじめ、各地域における介護予防への取り組みなどとともに、地域包括支援センターと連携して機能充実にも努めています。

(3) 権利擁護制度への取り組み

【現状と課題】

- 近年頻繁に起こる悪徳商法や、振り込め詐欺などの被害に合う高齢者が増加する傾向にあります。高齢により判断能力が不十分となる場合があり、日常生活に支障が生じるケースが増えているため、適切な支援が求められています。

【施策の方向】

- 誰もが住み慣れた地域で尊厳を持って、できる限り自立した生活を維持できるよう、地域包括支援センターにおける相談機能や情報提供機能などを活用するとともに自立支援に繋げていきます。
- 高齢者の人権や財産の侵害、また虐待などを早期に発見できるように、高齢者虐待防止ネットワーク（「虐待・早期発見見守りネットワーク」、「虐待・保健福祉医療ネットワーク」等）の充実を図り、適切な対応に努めます。
- 認知症などによって判断能力が不十分であるが要護者がいない場合、適切な介護サービスの利用につなげることなどが困難となり、本人に代わって契約行為や財産管理等を行う必要性が生じます。このような場合に成年後見制度利用の推進を図ります。
- 認知症高齢者が地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会における日常的な金銭管理等を行う福祉サービス利用援助事業の利用を図ります。

- 悪徳商法や振り込め詐欺など高齢者をとり巻く犯罪への対応については、関係機関と連携して対応していきます。

7. 介護保険の運営体制の整備

(1) 相談体制の充実

【現状と課題】

- 現在、長寿・介護保険課窓口に介護保険に関する相談窓口を設置しているほか、一般市民を構成員とする「介護サービス調整チーム」を組織して、様々な相談に応じられるような体制を整備しています。
- 相談窓口のPRに努めていますが、介護サービス調整チームによる相談日にサービスに関する相談件数が少なく、相談窓口の周知を図る必要があります。
- 長寿・介護保険課においては、要介護認定やサービス内容に関する問い合わせや相談が多く、関心の深さを示しています。

【施策の方向】

- 今後、利用者がいつでも気軽に相談できるような仕組みづくりに向けて、利用者や家族等の声を参考にしながら、さらなる体制整備に努めます。

(2) 認定審査会の運営

【現状と課題】

- 福祉・保健・医療の学識経験者5人を1合議体とし、10合議体の計50人で運営しています。
- 審査会の審査件数は、今後増加していくと予想されます。また、要介護認定の作業は全国一律の基準（要介護認定基準）を用いて行ないますが、平成21年度からの介護保険制度の改正に伴い、二次判定において、主治医意見書と開査員資料について、さらに深く分析して判定をおこなうこととなります。
- 各合議体における判定の統一性確保など、さらに適正な要介護認定の維持・向上を図っていく必要があります。

【施策の方向】

- 今後、さらに研修の充実や「合議体の長連絡会」などを継続して実施し、より公平・公正な審査、判定が行われよう取り組んでいきます。

(3) 認定調査員の指導・育成

【現状と課題】

- 介護保険制度導入当初から、認定調査を指定居宅介護支援事業者等に委託して実施しています。調査件数の増加に伴い、委託事業者及び調査員数を増やすことにより対応しています。
- また、公平・公正な調査に向けて、定期的に調査員の全体研修、主任者研修、新人研修を実施しています。
- 認定調査を基にした1次判定結果の統一性確保に向けて、調査員のさらなる資質向上や、市職員による確認等を図っています。
- 平成20年度（2008年度）から、新規申請の認定調査については、保険者が直接実施することとなり、調査員研修を受けた職員が行なっています。

【施策の方向】

- 平成21年度（2009年度）から実施される認定調査項目の変更に伴い、介護認定がより適正かつ効率的となるよう対応するとともに、調査員の各種研修を充実します。また、委託事業者等との連携を密にし、引き続き調査員の指導及び育成に努めるとともに、新規の要介護認定の際には市職員による認定調査を継続実施するなど、公平・公正な認定結果の確保を図っていきます。

第3節 生き生きとゆとりある生活をめざして

＜施策の体系＞

生き生きとゆとりある 生活をめざして	交流活動拠点の充実	老人福祉センター
		老人憩いの家
		地域交流スペース
	生涯学習の推進 生涯スポーツの振興	学習環境の整備
		学習機会の充実
		生涯スポーツの振興
	就労の場の提供	就労の場の確保・創出等
		シルバーパートナーセンターの充実
交流活動の充実	住生活の充実	老人クラブ活動の活性化
		地域活動・サークル活動の充実と参加の促進
		敬老事業
		老人用貸農園事業
		高齢者おでかけ促進事業
		ふれあい入浴事業
住生活の充実	住生活の充実	住宅改造等の支援
		高齢者向け公営住宅等の供給

高齢者にとって、高齢期を積極的に生きがいを持って過ごすことは、社会との関わりを深め、豊かな生活を送るうえで、また高齢者自身の心身の健康維持、増進のためにも大きな意識を持ちます。

高齢者が、ゆとりある時間を活かして、自己実現や各世代の人々との交流等様々な活動の機会とすることができますよう、環境の整備を図ります。

1. 交流活動拠点の充実

(1) 老人福祉センター

【現状と課題】

- 高齢者の健康増進、教養の向上を図ることを目的に生活相談、健康相談、教養の向上のための講習会、講演会等の開催、レクリエーションなど活動のための場として便宜供与等を行っています。
- 過去の実績をみると、利用状況に大きな変動はありません。
- 利用者のニーズが多様化している現状では、当該施設における活動内容についても創意工夫が求められるなど、事業のあり方について今後検討の必要があります。
- 高齢社会となり、雇用が65歳まで伸びてきているなかで、対象年齢が設置以後60歳以上のままとなっています。
- 老人福祉センターによっては、要介護・要支援高齢者の家族送迎による宅宅所代わりの利用が増えています。
- 施設設備のなかには、老朽化のため新たな設備投資が必要となっているものもあります。
- 入浴設備のある老人福祉センターとそうでないものとがあり、また、入浴利用の多くは特定者の利用となっています。
- 市内高齢者対象といいつつも、特定の地域の高齢者の利用が多くなっています。

図表124 老人福祉センター設置状況

施設名	所在地	開設時期
一の鳥居老人福祉センター	長尾町6-17	昭和51年5月
久代老人福祉センター	久代3-16-30	昭和61年6月
緑台老人福祉センター	緑台6-1-79	平成 8年6月

資料:市長寿・介護保険課

図表125 老人福祉センター利用者推移(延人数) (人/年)

区分	年度	(人/年)		
		平成17年度	18年度	19年度
一の鳥居老人福祉センター	21,105	21,070	21,849	
久代老人福祉センター	9,618	10,303	11,526	
緑台老人福祉センター	47,907	48,597	48,032	

資料:市長寿・介護保険課

【施策の方向】

- 高齢者の健康の増進、教養の向上を図るため、生活や健康の相談、教養の向上のための講習会等の開催、レクリエーションのための便宜供与等を実施していきます。
- 老人福祉センター設置後、30年以上にわたって対象年齢の検討がされておらず、現状に即した年齢に見直します。

- ほとんどの家庭に内風呂が設置されている現在、入浴サービスについては、利用者に理解を求める、見直しを行ないます。

(2) 老人憩いの家

【現状と課題】

- 老人憩いの家は、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的に教養の向上、レクリエーション等のための場の提供等として設置されているもので、現在4施設設置されています。
- また、全体的な利用者数には変動が見られないものの、施設ごとの利用状況には大きな格差があり、今後の事業展開にあたっての見直しが課題となっています。

図表126 老人憩いの家設置状況

施設名	所在地	開設等時期
鶴寿会館	小戸2-13-12	昭和61年4月
多田東会館	多田桜木1-7-24	昭和62年5月
花屋敷会館	花屋敷山手町15-7	昭和63年6月
満願寺ふれあい会館	満願寺5-22	平成8年5月

資料:市長寿・介護保険課

図表127 老人憩いの家利用者の推移(延人数) (人/年)

区分	年度	(人/年)		
		平成17年度	18年度	19年度
鶴寿会館		7,830	7,170	6,881
多田東会館		9,534	8,863	8,656
花屋敷会館		476	697	758
満願寺ふれあい会館		576	601	1,108

資料:市長寿・介護保険課

【施策の方向】

- 利用者の低迷で、現状では利用者の増が望めず、施設の老朽化も顕著に現われている花屋敷会館については、利用方法の拡大等検討し、状況を見たうえで計画期間中に見直します。
- 利用者数の少ない満願寺ふれあい会館はあり方について検討していきます。
- 他の2施設については、利用者ニーズに応えつつ、事業の継続実施を図ります。
- 対象年齢が60歳以上となっており、高齢者の概念からそぐわなくなっている現状から、現状に即した対象年齢に見直します。

(3) 地域交流スペース

【現状と課題】

- この事業は、社会福祉施設等が地域の人々の入所者との交流や、地域ボランティアの活動拠点の場等、専用スペースを利用して地域に密着した独自の事業をすることで、地域福祉の推進を図ることを目的としています。
- 現在、市内の5カ所の特別養護老人ホームに設置されていますが、老人福祉センターの補完

的機能をもつた運営のほか、イベント（音楽会等）の開催といった事業を行っている施設もあり、個々の運営状況が異なるなかで、改めて地域福祉の充実といった観点から、事業のあり方を見直す必要があります。

- 友楽園のみ、地域高齢者を対象とした浴室が設置されていますが、利用実態を見ると利用は少ないので現状です。

図表128 地域交流スペース設置状況

施設名	設置・運営主体	住所	開設等時期
友楽園	(社福)友朋会	清和台東2-4-32	平成5年12月
ハピネス川西	川西市・(社福)正心会	加茂3-13-26	12年5月
湯の谷館	(社福)盛幸会	西多田字平井田筋5	12年10月
やわらぎの里清和台	(社福)正和会	清和台東4-5-26	17年4月
やわらぎの里東谷	(社福)正和会	一庫北中島1-1	19年4月

資料:市長寿・介護保険課

【施策の方向】

- 地域交流スペースについては、高齢者が各地域でいきいきとゆとりのある生活を営めるよう、福祉全体にわたる施策体系のなかで関係機関や各地域との調整を進めながら、現行事業の有効活用等再構築へ向けた検討を行います。
- 友楽園については、他の地域交流スペースと異なり、来所者に施設内における入浴の利用を認めていますが、ほとんどの家庭に内風呂がある現在、利用者も特定の少人数に限られてきているなか、地域に理解を求め、入浴の提供について見直しを検討します。

2. 生涯学習の推進・生涯スポーツの振興

(1) 学習環境の整備

【現状と課題】

- 「いつでも、どこでも、だれにでもできる」生涯学習を推進していくためには、公民館等の社会教育施設を整備する必要があります。
- 公民館は現在計10館となっています。
- 生涯学習の拠点として「生涯学習センター」が、美術活動振興の施設として「ミューゼレスポアール」、「ギャラリーかわにし」がオープンしています。
- 中央図書館の利用も増加しています。

【施策の方向】

- 公民館等の施設を有効に活用するとともに、高齢者にとっても利用しやすい学習環境の整備に努めます。

(2) 学習機会の充実

【現状と課題】

- 生涯学習時代を迎え、市民が主体的に学習内容を選択し、参加できる学習機会の場をさらに拡充することが求められています。
- また、生涯学習センターでは、全世代を対象に2年間の学習期間を設定した生涯学習短期大学「レフネック」を開講していますが、平成20年度の受講生の平均年齢は68.4歳となっており、高齢者の受講比率が高くなっています。
- 公民館では、「心豊かな学習社会」をめざし、高齢者のための事業が実施されています。平成19年度は222講座で延べ986回が開催されています。そのうち高齢者対象は5講座109回となっています。

図表129 公民館高齢者対象講座（平成19年度）

(回、人)

公民館名	講座名	内容	回数 (月)	定員(人)
中央	高齢者大学 りんどう学園	一般教養・館外学習	11 (5月～2月)	300
		専門科目(5学科) (自然・文芸・水墨画・歴史・わが まち)	80 (5月～2月)	190
多田	ふるさと学園	一般教養、館外学習、落語鑑賞、 演芸大会他	10 (5月～2月)	100
緑台	生き方教室(1講 座で3回開催)	認知症・介護・健康	3 (5月～7月)	50

資料：市中央公民館

【施策の方向】

- 生涯学習短期大学「レフネック」、公民館等の講座内容の充実に努めるとともに、高齢者の参加しやすい講座等の開催に努めます。

(3) 生涯スポーツの振興

【現状と課題】

- 高齢者を含めだれでも気軽にスポーツに親しめる環境づくりをめざし、カローリングなどのレクリエーションスポーツの普及に努め、小学校体育施設(16小学校の校庭、体育館及びプール)の開放を行っています。
- レクリエーションスポーツの愛好者は増加していますが、さらにスポーツの日常化を図り、スポーツに親しむ機会を多く提供していくとともに、組織づくりや活動場所の確保も必要です。

【施策の方向】

- 高齢者にも可能な軽い運動量と競技性を兼ね備えたスポーツを普及させることにより、高齢者の健康の保持増進を図るとともに、だれもがスポーツ活動に参加できるよう、地域住民により自主運営される地域スポーツクラブの育成に努めます。

3. 就労の場の提供

(1) 就労の場の確保・創出等

【現状と課題】

- 不況の影響で中高年齢者の失業問題も生じているなか、高年齢者の就労機会は少なくなっています。また、高年齢者にふさわしい雇用創出が難しい状況です。
- 就労は、生活費を得、また生きがいを実感する機会にもなるなど、重要な意味を持つものであるため、「高齢者職業相談室」を設置し、求人・求職情報の収集・提供を行っています。

【施策の方向】

- 高齢者の労働相談を充実し、「高齢者職業相談室」の活用を促進し雇用の確保を支援します。また、定年の延長や再雇用等、就業環境の改善について、関係機関と連携をとりながら事業主に協力を要請していきます。

(2) シルバー人材センターの充実

【現状と課題】

- 社団法人川西市シルバー人材センターは、臨時的、短期的な就業を通して社会参加することにより、自らの生きがいづくりや健康づくりを求める60歳以上の方に対して、就業機会を提供することで活力ある地域社会づくりを目的に、昭和56年に設立されました。平成19年度現在の会員数は1,166名（男性889名、女性277名）です。
- 近年は事業実績、会員数とともに順調に増加しており、会員相互による趣味の同好会や、会員の親睦を深める地域班、就業会員を組織する職群班なども設置され、活発な活動が展開されています。
- 就業については今後一層の就業開拓を行う必要があります。また、事業の中には、特定分野の就業会員が少なく、市民ニーズに対応できていないものもあり、市民ニーズを的確に把握しながら事業を進めていく必要があります。
- センターの就業率は77%で、今後も会員就業の公平性を保ちながら、就業率向上を図る必要があります。
- 会員の働く拠点として平成8年に設置されたシルバーワークプラザは、作業、研修、会議等に供する施設であり、作業棟と研修棟からなります。作業棟では撤去自転車のリサイクル販売や軽作業を行い、研修棟は会員のための講習会や親睦のための場として利用されています。

図表130 シルバー人材センターの事業収入と会員数の推移 (人)			
年 度	平成17年度	18年度	19年度
会 員 数	1,089	1,116	1,166
事 業 収 入 (千 円)	326,719	327,739	350,702

資料:市シルバー人材センター

【施策の方向】

- 市民及び市内事業所に、センター事業を積極的に普及、啓発して顧客の確保に努めるとともに、独自事業についても、平成19年11月より住宅用火災警報器設置事業を開始しておりますが、新規の独自事業の検討を進め、事業実績の拡大を図っていきます。
- 高齢社会のなかで、高齢者の生きがい施策として市民各層や関係団体に理解を求め、会員の増強に努めます。

4. 交流活動の充実

(1) 老人クラブ活動の活性化

【現状と課題】

- 高齢者がこれまで培った豊かな経験や知識等を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通して、高齢者が充実した高齢期を過ごすとともに明るい長寿社会づくりを目的に実施しています。高齢者の意識の多様化等により、クラブ加入率は低い水準で推移しています。
- 高齢者大学や各種研修会に積極的に参加するとともに、健康づくり事業などを実施しています。
- 老人クラブの活性化と新規会員加入促進を図るため、若手委員会を立ち上げました。
- また、高齢者の交通事故件数が増加傾向にあることから、川西警察署の協力を得て交通安全研修等を実施しています。
- 老人クラブ活動内容の充実を図り、参加しやすい魅力ある老人クラブの育成を進め、クラブ加入率の増加を図る必要があります。

図表131 老人クラブの状況 (団体、人)			
年 度	平成17年度	18年度	19年度
ク ラ ブ 数	77	77	77
会 員 数	4,885	4,850	4,896

資料:市基町・介護保険課(4月1日現在)

【施策の方向】

- 地域における高齢者の自主的な活動の充実と生きがいや健康づくりといった観点から、保健

福祉事業の施策体系のなかで、巻入クラブ連合会や各地域との調整を図りながら、充実した事業の実施に向けた検討を行います。

(2) 地域活動・サークル活動の充実と参加の促進

【現状と課題】

- 団塊の世代が定年退職し、地域に残るなか、高齢者が豊富な知識や経験を活かし、地域の一員として地域づくりに参画していくことは、豊かな生活を送るうえからも、高齢者の健康の維持増進のためにも大きな意義があり、また、生きがいの向上や社会参加の推進につなげることができます。

【施策の方向】

- 高齢者が各地域でいきいきとゆとりある生活を営めるよう、公民館等関係機関や各地域との調整を進めながら、また、高齢者のニーズを的確にとらえ、経験や能力を発揮できる場づくりや人材の養成などの条件整備に努めます。

(3) 敬老事業

【現状と課題】

- 多年にわたり社会に貢献された高齢者への畏敬を祝賀し、高齢者の生きがいを高めるとともに、市民に高齢者福祉への理解と関心を深めてもらい、福祉の増進を図ることを目的に実施しています。現在、本市においては100歳以上の高齢者訪問や、金婚・ダイヤモンド婚夫婦祝福式典を実施しています。

- 高齢化が進むなかで、参加者数は年ごとに増加しています。

図表132 敬老事業

年 度 区分	対象者	平成17年度	18年度	19年度
高齢者訪問	100歳以上 ※1	23人	27人	33人
金婚・ダイヤモンド婚夫婦祝福式典	結婚50周年	48組	67組	73組
	結婚60周年 ※2	7組	5組	18組

※1 高齢者訪問については平成15年度までは99歳以上が対象者

※2 結婚60周年については、平成15年度から対象に追加

資料：市長寿・介護保険課

【施策の方向】

- 高齢者ニーズの把握に努めながら、参加する人の立場から魅力ある事業となるよう検討を行います。
- また、事業内容の見直し等に関する検討に際しては、市民の意見が十分反映できるような仕組みづくりをめざします。
- 高齢者の価値観の多様化等に伴い、敬老事業のあり方を検証し、実施方法や事業内容の見直しを検討します。

(4) 老人用貸農園事業

【現状と課題】

- 本事業は、高齢者の生産の喜び、仲間づくりや健康保持を目的に実施しています。現在26区画（1区画7m²）を整備し、貸し出ししています。
- 毎回2倍程度の申し込みがありますが、区画に制限があり要望に応えられない状況にあります。
- 市民対象の貸し農園ができているなかで、限られた区画のみしか提供できないのが現状です。

図表133 老人用貸農園貸出状況 (区画)

年 度	平成17年度	18年度	19年度
利用区画数	26	26	26

資料:市長寿・介護保険課

【施策の方向】

- 高齢者の交流と生きがいづくりを図ることを目的に継続実施を行います。
- 限られた高齢者への提供となっている実態があり、今後のあり方については検討をしていきます。

(5) 高齢者おでかけ促進事業

【現状と課題】

- 平成19年度より、生きがいづくりや、おでかけの促進を目的として、70歳以上で、要介護2以下の在宅高齢者を対象に、阪急電車やバス等の私鉄沿線で使用できるプリペイドカード等を購入する際に使用できる補助券を年3,000円分発行しています。また、川西市が主催する文化・観光イベントへの招待なども行っています。

図表134 高齢者交通費助成利用状況 (人、枚、%)

年 度	平成19年度
区 分	
対 像 者 数	21,297
購 入 書 送 付 枚 数	63,891
購 入 書 使 用 枚 数	45,933
使 用 率	72.0%

資料:市長寿・介護保険課

【施策の方向】

- 高齢者の社会参加、生きがいづくりの向上を図ることを目的に、継続実施していきます。

(6) ふれあい入浴事業

【現状と課題】

- 高齢者の交流の場の提供と入浴設備のない老人福祉センターの補完的事業として、浴場組合の協力を得て、市内4カ所の公衆浴場を活用し、60歳以上のお元気な方を対象に週1回2時間程度の入浴サービスを実施しています。
- 利用者は特定のリピーターが多く、また内風呂がほぼ全家庭に普及してきている状況があります。

図表135 ふれあい入浴利用状況

<カ所、人>

年 度 区 分	平成17年度	18年度	19年度
実 施 浴 場 数	4	4	4
延 利 用 者 数	18,045	18,320	18,268

資料：市長等・介護保険課

【施策の方向】

- ほぼ全家庭に内風呂が普及し、利用者が特定されていることも考慮し、老人福祉センター及び地域交流スペースの入浴と合わせ、見直しを実施します。

5. 住生活の充実

(1) 住宅改造等の支援

【現状と課題】

- 国勢調査（平成17年）によれば、本市の持ち家率は77.2%、高齢者を擁する世帯では86.2%と高い数値になっています。
- 高齢者福祉施策の基本方向が在宅福祉であることを踏まえ、加齢による身体機能の低下や障害が生じた場合でも、可能な限り自立し、また安心して在宅生活を営めるようにするために、高齢者向け住宅の取得や改修を支援していくことが必要です。

【施策の方向】

- 身体機能の低下した高齢者の在宅生活を支援するため、段差の解消、風呂、トイレの改修などの住宅改修に伴う費用の貸付や助成を行います。
- 民間住宅については、住宅の新築時にあらかじめ高齢者への配慮が行われるよう、啓発や相談に努めます。

(2) 高齢者向け公営住宅等の供給

【現状と課題】

- 現在、市内には市が管理する住宅は1,083戸、県が管理する住宅は1,066戸あります。この中には、高齢者の安全や利便性に配慮して、生活援助員（ライフサポートアドバイザー）が安否確認や生活相談を行うほか、緊急通報システムなどによるサービスを提供するシルバーハウ징が125戸あります。

【施策の方向】

- 高齢者夫婦世帯等の市営住宅入居希望世帯については、入居優先権を引き続き確保できるよう働きかけます。
- 高齢者向け住宅については、市内でも高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、適合高齢者専用賃貸住宅などが設置されつつあります。今後は、これらの活用が考えられます。

第7章 サービスの見込み量と保険料の推計

① 介護サービス等見込み量

(1) 介護サービス等の見込み量の算出について

平成18年度から20年度における給付実績を踏まえ、平成20年度に実施した要介護高齢者等の実態調査を勘案のうえ、平成21年度から23年度までにおける各居宅サービス、施設サービス等ごとの見込み量を国の算出手順に基づき算出しています。

また、施設サービスの見込みについては、国が示した目標値である参酌標準をベースに、介護老人福祉施設の整備を軸として見込み量を推計しています。

① 介護給付等対象サービス

図表136 居宅サービスの見込み量

種類	単位	平成21年度	22年度	23年度
訪問介護	(回／年)	272,390	264,206	270,681
訪問入浴介護	(回／年)	3,881	3,187	2,863
訪問看護	(回／年)	22,366	20,628	20,392
訪問リハビリテーション	(日／年)	6,238	5,845	5,848
居宅療養管理指導	(人／年)	4,033	4,235	4,446
通所介護	(回／年)	127,249	126,528	131,768
通所リハビリテーション	(回／年)	24,319	23,880	24,673
短期入所生活介護	(日／年)	34,291	32,681	33,106
短期入所療養介護	(日／年)	6,586	6,192	6,214
特定施設入居者生活介護	(人／月)	148	243	243
福祉用具貸与	(人／年)	15,494	14,877	15,145
特定福祉用具販売	(人／年)	513	529	545
住宅改修	(人／年)	389	397	405

図表137 地域密着型サービスの見込み量

種類	単位	平成21年度	22年度	23年度
夜間対応型訪問介護	(人／年)	73	75	79
認知症対応型通所介護	(人／年)	840	780	780
小規模多機能型居宅介護	(人／年)	30	60	75
認知症対応型共同生活介護	(人／月)	120	138	156
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人／月)	0	0	0

図表138 居宅介護支援の見込み量

種類	単位	平成21年度	22年度	23年度
居宅介護支援	(人／年)	32,607	32,358	33,646

図表139 施設サービスの見込み量

種類	単位	平成21年度	22年度	23年度
介護老人福祉施設	(人／月)	573	663	757
介護老人保健施設	(人／月)	250	250	250
介護療養型医療施設	(人／月)	141	141	141
医療療養病床からの転換分	(人／月)	0	100	200

② 予防給付等対象サービス

図表140 介護予防サービスの見込み量

種類	単位	平成21年度	22年度	23年度
介護予防訪問介護	(人／年)	5,571	5,843	6,160
介護予防訪問入浴介護	(回／年)	0	0	0
介護予防訪問看護	(回／年)	581	587	619
介護予防訪問リハビリテーション	(日／年)	133	140	147
介護予防居宅療養管理指導	(人／年)	224	235	247
介護予防通所介護	(人／年)	2,730	2,863	3,017
介護予防通所リハビリテーション	(人／年)	281	294	310
介護予防短期入所生活介護	(日／年)	374	392	412
介護予防短期入所療養介護	(日／年)	58	60	64
介護予防特定施設入居者生活介護	(人／月)	19	24	35
介護予防福祉用具貸与	(人／年)	1,097	1,151	1,213
特定介護予防福祉用具販売	(人／年)	135	141	148
介護予防住宅改修	(人／年)	193	203	213

図表141 地域密着型サービスの見込み量

種類	単位	平成21年度	22年度	23年度
介護予防認知症対応型通所介護	(人／年)	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人／年)	24	24	24

図表142 介護予防支援の見込み量

種類	単位	平成21年度	22年度	23年度
介護予防支援	(人／年)	7,941	8,329	8,779

図表136～142までは資料：市長身・介護保険課

2. 介護保険給付等事業費及び保険料の推計

(1) 介護保険給付等事業費の推計

介護保険給付事業費は平成21年度から23年度までの各年度のサービス見込み量を踏まえ、21年度からの介護報酬額改定を考慮して算出しています。

図表143 標準給付費と地域支援事業費 (単位:千円)

年 度 区 分	平成21年度	22年度	23年度	合 計
居宅介護サービス給付費 A	3,427,224	3,520,258	3,580,695	10,528,177
居宅地域密着型介護給付費 B	534,470	664,388	759,379	1,958,237
居宅介護支援費 C	382,492	376,858	390,032	1,149,381
施設サービス給付費 D	3,070,305	3,695,531	4,312,665	11,078,501
介護予防サービス給付費 E	263,290	280,206	305,560	849,057
地域密着型介護予防費 F	7,658	7,658	7,658	22,973
介護予防支援費 G	36,263	38,035	40,085	114,383
特定入所者介護等サービス費 H	289,377	343,491	360,666	993,534
高額介護サービス費 I	132,440	146,081	153,385	431,906
審査支払手数料 J	11,657	12,823	14,105	38,586
標準給付見込額(合計 K)	8,155,176	9,086,328	9,924,229	27,164,733
地域支援事業費 L	244,305	272,175	297,803	813,783

資料:市長券・介護保険課

(2) 介護保険料の算出手順

介護保険料は平成21年度(2009年度)から23年度(2011年度)の標準給付見込額をもとに、次の算出手順により算出しています。

- ① 標準給付見込額(3年間総額) K=居宅サービス給付費(A+B)+地域密着型サービス給付費(B+F)+居宅介護支援費(C)+介護予防支援費(G)+施設サービス給付費(D)+特定施設入所者介護等サービス費(H)+高額介護サービス費(I)+審査支払手数料(J)
- ② 地域支援事業費(3年間総額) L=保険給付費総額(K-J)に対する割合(平成21年度:3.0%、22年度:3.0%、23年度:3.0%)
- ③ 第1号被保険者負担相当額 M=(K+L)×第1号保険料割合(20%)+調整交付金相当額-調整交付金見込額
- ④ 財政安定化基金拠出金(3年間総額) N=(K+L)×0.0%
- ⑤ 保険料賦課額 O=(M+N-介護給付費準備基金取崩額-介護従事者処遇改善臨時特別基金取崩額)+予定保険料収納率
- ⑥ 第1号保険料基準額(f)=O÷補正後第1号被保険者数÷12カ月

上記の算出手順により推計した第1号被保険者の介護保険料は次の表のとおりとなります。

(3) 第1号被保険者の保険料の推計

図表144 標準給付費

	平成21年度	22年度	23年度	合計
総給付費	7,721,701,118円	8,582,033,476円	9,396,073,532円	25,700,708,127円
特定入所者介護サービス費等給付額	289,377,497円	343,491,089円	360,665,643円	993,534,229円
高齢介護サービス費等給付額	132,439,633円	146,080,916円	153,984,961円	431,005,510円
算定対象審査支払手数料	11,657,280円	12,822,960円	14,105,280円	38,585,520円
標準給付費見込額	8,165,175,528円	9,085,328,440円	9,924,229,417円	27,164,733,385円

図表145 地域支援事業費

	平成21年度	22年度	23年度	合計
地域支援事業費	244,305,000円	272,175,000円	297,303,000円	813,783,000円

図表146 第1号被保険者の保険料

	平成21年度	22年度	23年度	合計
第1号被保険者数	39,843人	41,506人	42,971人	124,320人
前期(65~74歳)	23,315人	24,071人	24,396人	71,782人
後期(75歳~)	16,528人	17,435人	18,575人	52,638人
所得段階別加入割合				
第1段階			1.41%	
第2段階			15.82%	
第3段階			8.62%	
第4段階			20.45%	
第5段階			9.79%	
第6段階			6.78%	
第7段階			13.84%	
第8段階			16.72%	
第9段階			6.57%	
合計			100.00%	
所得段階別被保険者数				
第1段階	562人	585人	606人	1,753人
第2段階	6,303人	6,566人	6,798人	19,667人
第3段階	3,436人	3,580人	3,706人	10,722人
第4段階	8,148人	8,488人	8,788人	25,424人
第5段階	3,899人	4,062人	4,205人	12,166人
第6段階	2,700人	2,813人	2,912人	8,425人
第7段階	5,516人	5,746人	5,949人	17,211人
第8段階	6,661人	6,939人	7,184人	20,784人
第9段階	2,618人	2,727人	2,823人	8,168人
合計	39,843人	41,506人	42,971人	124,320人
所得段階別加入割合補正後被保険者数	41,544人	43,277人	44,805人	129,625人
標準給付費見込額	8,165,175,528円	9,085,328,440円	9,924,229,417円	27,164,733,385円
第1号被保険者負担分相当額	1,679,896,106円	1,871,500,688円	2,064,306,488円	5,595,703,277円
調整交付金相当額	407,758,776円	454,268,422円	496,211,471円	1,358,236,669円
調整交付金見込額	1.93%	1.93%	1.93%	
後期高齢者加入割合補正係数	1.0924	1.0924	1.0924	
所得段階別加入割合補正係数	1.0558	1.0558	1.0558	
調整交付金見込額	157,395,000円	175,347,000円	191,538,000円	524,280,000円
財政安定化基金拠出率			0.00%	
財政安定化基金拠出金見込額				0円
第4期準備基金取崩額				359,000,000円
介護従事者待遇改善臨時特例基金取崩額				83,501,941円
予定保険料収納率			98.70%	
保険料(月額)				3,900円

資料：市長寿・介護保険課

(4) 第1号被保険者の保険料額

平成21年度から23年度の第1号被保険者の保険料は、次のようになります。

図表147 第1号被保険者の段階別保険料

保険料段階	対象者	保険料月額	年額保険料
第1段階	・生活保護を受給している人 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人	1,950円	23,400円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入金額+合計所得金額が年間80万円以下の人	1,950円	23,400円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入金額+合計所得金額が年間80万円を超える人	2,925円	35,100円
第4段階	・本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入金額+合計所得金額が年間80万円以下の人	3,413円	40,950円
第5段階	・本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる人で、第4段階に該当しない人	3,900円	46,800円
第6段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が年間125万円未満の人	4,388円	52,650円
第7段階	・本人の合計所得金額が年間125万円以上200万円未満の人	4,875円	58,500円
第8段階	・本人の合計所得金額が年間200万円以上400万円未満の人	5,850円	70,200円
第9段階	・本人の合計所得金額が年間400万円以上の人	6,825円	81,900円

資料：市長率・介護保険保

3. サービス計画総括

(1) 介護保険サービス

図表148 居宅サービス

種類	単位	平成21年度	22年度	23年度
①訪問介護	回数	272,390	264,206	270,681
	人數	19,030	18,891	19,644
②訪問入浴介護	回数	3,881	3,187	2,863
	人數	879	730	662
③訪問看護	回数	22,306	20,628	20,392
	人數	4,586	4,265	4,242
④訪問リハビリテーション	日数	6,238	5,845	5,848
	人數	1,618	1,507	1,500
⑤居宅療養管理指導	人數	4,033	4,235	4,446
	回数	127,249	126,528	131,768
⑥通所介護	人數	17,022	16,940	17,648
	回数	24,319	23,880	24,673
⑦通所リハビリテーション	人數	3,548	3,469	3,608
	回数	24,319	23,880	24,673
⑧短期入所生活介護	日数	34,291	32,681	33,106
	人數	4,602	4,449	4,550
⑨短期入所療養介護	日数	6,586	6,192	6,214
	人數	949	895	901
⑩特定施設入居者生活介護	人數	1,776	2,916	2,916
	回数	15,494	14,877	15,145
⑪特定福祉用具販売	人數	513	529	545
	回数	0	0	0
⑫住宅改修	人數	389	397	405
	回数	0	0	0
⑬居宅介護支援	人數	32,607	32,358	33,646
	回数	0	0	0

図表149 地域密着型サービス

種類	単位	平成21年度	22年度	23年度
①夜間対応型訪問介護	人數	73	75	79
②認知症対応型通所介護	回数	7,891	7,363	7,353
	人數	838	778	774
③小規模多機能型居宅介護	人數	30	60	75
	回数	0	0	0
④認知症対応型共同生活介護	人數	1,440	1,656	1,872
	回数	0	0	0
⑤地域密着型特定施設入居者生活介護	人數	0	0	0
	回数	0	0	0
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人數	0	0	0
	回数	0	0	0

図表150 介護保険施設サービス

種類	単位	平成21年度	22年度	23年度
①介護老人福祉施設	人數	6,876	7,956	9,084
②介護老人保健施設	人數	3,000	3,000	3,000
③介護療養型医療施設	人數	1,692	1,692	1,692

図表151 介護予防サービス

種類	単位	平成21年度	22年度	23年度
①介護予防訪問分譲	人數	6,571	5,843	6,160
②介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0
	人數	0	0	0
③介護予防訪問看護	回数	561	587	619
	人數	187	196	206
④介護予防訪問リハビリテーション	日数	133	140	147
	人數	40	42	44
⑤介護予防在宅療養管理指導	人數	224	235	247
⑥介護予防通所介護	人數	2,730	2,863	3,017
⑦介護予防通所リハビリテーション	人數	281	294	310
⑧介護予防短期入所生活介護	日数	374	392	412
	人數	93	98	103
⑨介護予防短期入所療養介護	日数	58	60	64
	人數	19	20	21
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	人數	228	288	420
⑪介護予防福祉用具貸与	人數	1,097	1,151	1,213
⑫特定介護予防福祉用具販売	人數	135	141	148
⑬介護予防住宅改修	人數	193	203	213
⑭介護予防支援	人數	7,941	8,329	8,779

図表152 地域密着型介護予防サービス

種類	単位	平成21年度	22年度	23年度
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	0	0	0
	人數	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人數	24	24	24
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人數	24	24	24

図表148～192までは資料：市長寿・介護保険課

(2) 保健サービス

図表153 保健サービス(1)

区 分		年 度	平 成 21年度	22年度	23年度
健 康 教 育	個 別 健 康 教 育	被指導実人数(人) 実施回数(回)	26 148	26 150	26 150
		高 血 壓 (人) 実施回数(回)	4 24	4 24	4 24
		高 脂 血 症 (人) 実施回数(回)	10 60	10 60	10 60
		糖 尿 病 (人) 実施回数(回)	10 60	10 60	10 60
		喫 煙 (人) 実施回数(回)	4 16	4 16	4 16
		開催回数(回)	60	60	60
		参加延入数(人)	2,100	2,100	2,100
	重 点 健 康 相 談	実施回数(回)	200	220	220
		実施延人員(人)	2,690	2,700	2,700
健 康 相 談	総 合 健 康 相 談	実施回数(回)	60	100	100
		実施延人員(人)	1,200	1,500	1,500

※ 40歳～65歳未満を対象とした見込み量

資料:市健康づくり室

図表154 保健サービス(2)

区 分		年 度	平 成 21年度	22年度	23年度
健 康 診 察	基 本 健 康 診 察	対象者数(人)	—	—	—
		受診者数(人)	—	—	—
		受診率(%)	—	—	—
機 調 練	A型リハビリ	参加延入数(人)	800	800	800
	訪 問 指 導	実施延回数(回)	150	150	150

※「健康診察」は40歳以上を対象とし、「機能訓練」と「訪問指導」は40歳～65歳未満を対象とした見込み量

資料:市健康づくり室

資料

1 川西市社会福祉審議会高齢者専門部会委員名簿

選出区分	氏名	所属する団体等	備考
学識経験者	小田 繁三	東京福祉大学社会福祉学部教授	部会長
	牧田 满知子	兵庫大学生涯福祉学部社会福祉学科教授	職務代理者
社会福祉関係団体	井口 稔	川西市中央民生委員児童委員協議会連会長	
	長田 正昭	川西市ボランティア連絡協議会顧問	
	荻本文人	川西市社会福祉協議会職員	
	井芹 寛治	川西大和地区福祉委員会委員長	
民間関係団体	藤末 洋	川西市医師会副会長	
	今西 要	川西市歯科医師会常務理事	
	吉川 渉	川西市介護保険サービス協会会長 (特別養護老人ホーム湯々館施設長)	
	岸本 康高	川西市シルバー人材センター理事長	
	小南 一	川西市老人クラブ連合会副会長	
	森 まり	「福祉市民ネット・川西」事務局長	

2 川西市介護保険運営協議会委員名簿

選出区分	氏名	所属する団体等	備考
学識経験者	森本 佳世子	大阪人間科学大学社会福祉学科教授	会長
	三木 篤志	川西市医師会会長	副会長
	今西 要	川西市歯科医師会常務理事	
	河島 誠	司法書士	
事業従事者	東元 宣嘉	ハピネス川西本部事務局部長	
	飼田 瞳子	川西市介護支援専門員連絡会会長	
市民公募	若林 朝子		
	倉内 康子		

⑤ 計画の策定過程

(1) 計画策定委員会の開催

年月日	会議名等	内 容
平成20年度		
平成20年 6月27日	第1回介護保険運営協議会	介護サービス等意向調査の実施について
8月25日	第1回高齢者専門部会	高齢者保健福祉計画の状況について 利用者意向調査結果報告書について
12月19日	第2回介護保険運営協議会	介護保険事業計画(案)について
平成21年 1月20日	第2回高齢者専門部会	高齢者福祉計画「見直し草案」について
3月24日	第3回介護保険運営協議会	介護保険事業計画(案)について
3月24日	第3回高齢者専門部会	高齢者保健福祉計画(案)について

(2) 介護サービス等意向調査

調査実施時期：平成20年7月

調査方法：郵送による発送及び回収

対象者	65歳以上高齢者	要支援・要介護1,2認定者
発送数	1,000件	1,000件
有効回収数	690件	651件
有効回収率	69.0%	65.1%

川西市高齢者保健福祉計画
第4期介護保険事業計画
平成21年5月発行
(平成21年3月策定)

編集・発行 川西市健康福祉部 健康生活室 長寿・介護保険課
〒666-8501
川西市中央町12番1号
電話 072-740-1174
FAX 072-740-1311
e-mail : kawa0182@city.kawanishi.lg.jp

